

しおり約款閲覧コード

1001210401

無配当こども保険（17）

わくわくポッケ

ご契約のしおり・約款



2021年4月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。
- ◆約款(特約条項)の正式名称には「無配当」および「(17)」の数字などがついていますが、当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。

後日当社で委託した専門の業務士(株)審調社等がご自宅等にお伺いさせていただき、お申込みいただきましたご契約の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。

なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、お申込み手続き画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人(親権者・後見人)に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年取等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。

健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

法人募集代理店経由でご加入の方へ

●法人募集代理店経由でご加入された場合のお取扱いは、営業職員経由でご加入された場合と一部異なります。ご注意ください。主な事項はつぎのとおりです。

- ◆責任開始期について
- ◆保険料払込時のご注意
- ◆クーリング・オフ制度

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

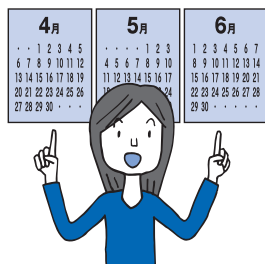
目的別もくじ

<p>保険用語について 知りたい</p> <p>主な保険用語のご説明</p> <p>1 ページ</p> 	<p>保険の特長や しくみを知りたい</p> <p>特長としくみ</p> <p>5 ページ</p> 	<p>給付金等の 請求について知りたい</p> <p>学資金・給付金などの請求</p> <p>9 ページ</p> 
<p>どういう場合に給付金等 が支払われるか知りたい</p> <p>学資金・給付金などのお支払い</p> <p>14 ページ</p> 	<p>保険料のお払い込みの 免除について知りたい</p> <p>保険料のお払い込みの免除</p> <p>30 ページ</p> 	<p>給付金等が支払われない 場合について知りたい</p> <p>給付金をお支払いできない場合など</p> <p>35 ページ</p> 
<p>保障がいつから 開始するか知りたい</p> <p>責任開始期について</p> <p>46 ページ</p> 	<p>申込みを撤回したい</p> <p>クーリング・オフ制度（ご契約の お申込みの撤回・ご契約の解除）</p> <p>52 ページ</p> 	<p>保険料の払込方法に ついて知りたい</p> <p>保険料の払込方法について</p> <p>63 ページ</p> 

保険料の払込猶予期間と失効について知りたい

払込猶予期間とご契約の効力について

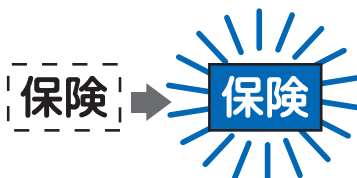
64 ページ



効力を失った保険をもとに戻したい

効力を失ったご契約の復活について

65 ページ



保険料の負担を減らしたい

お払い込みが困難なときの継続方法について

65 ページ



急にお金が必要になったとき

お金がご入用のときの貸付制度（契約者貸付）について

67 ページ



契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

70 ページ



給付金等にかかる税金について知りたい

給付金等の税法上のお取扱い

74 ページ



もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
特長としくみ	
【1】「わくわくポッケ」の特長としくみ	5
学資金・給付金などの請求	
【1】学資金・給付金などの請求方法	9
【2】指定代理請求人による請求に関する特則について	12
学資金・給付金などのお支払い	
【1】共通事項	14
【2】主契約の保障内容	15
【3】特約の保障内容	17
【4】保険期間・保険料払込期間	26
【5】給付金のお支払いなどの際の保険料精算について	27
保険料のお払い込みの免除	
【1】保険料のお払い込み免除事由の発生時期	30
【2】保険料のお払い込みを免除する特約を付加した場合	31
【3】保険料のお払い込みを免除する特約を付加していない場合	34
給付金をお支払いできない場合など	
【1】給付金などをお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合	35
【2】お支払いできない場合などの事例	38
お申込みに際して	
【1】お申込みの流れ(イメージ)	45
【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」	46
【3】当社の生命保険募集人の権限	46
【4】責任開始期について	46
【5】保険証券について	48
【6】お申込みの手続	48
【7】告知に関するご注意点について	49
【8】契約確認	51
【9】保険料払込時のご注意	51
【10】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	52
【11】新たな保険契約への乗換えについて	54
【12】元本欠損について(お受取額とお払込保険料累計額との関係)	54
【13】個人情報のお取り扱いについて	55

【14】本人特定事項等の確認について	56
【15】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	57
【16】当社の組織形態および株式会社の運営について	60
【17】「生命保険契約者保護機構」について	60

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	63
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	64
【3】効力を失ったご契約の復活について	65
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	65
【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について	67
【6】保険契約者・住所等の変更や証券紛失	68
【7】ご解約と解約払戻金について	70
【8】契約者配当金について	71
【9】ご契約後の保障見直しについて	71
【10】受取人によるご契約の継続について	72

税金について

【1】生命保険料控除について	73
【2】給付金等の税法上のお取り扱い	74

免責事由一覧

【1】給付金等を支払わない場合	76
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	77

全国支社一覧	181
--------	-----

約款

無配当こども保険(17)普通保険約款

1.用語の定義	79
2.保険契約者	79
3.会社の責任開始期	79
4.保険契約の型	80
5.学資金、満期祝金および死亡給付金の支払ならびに免責事由	80
6.保険料の払込免除	82
7.保険料の払込	83
8.保険料の前納	84
9.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	84
10.保険料の振替貸付	85

もくじ

11. 保険契約の復活	85
12. 詐欺による取消または不法取得目的による無効	86
13. 告知義務および保険契約の解除	86
14. 解約	87
15. 保険契約内容の変更	87
16. 払戻金	88
17. 保険契約者に対する貸付	88
18. 保険契約者および後継保険契約者の変更	88
19. 給付金等の受取人による保険契約の存続	89
20. 保険契約者の住所または集金場所の変更	90
21. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行	90
22. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	91
23. 契約者配当金	91
24. 時効	91
25. 管轄裁判所	91
26. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込	91
27. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	92
出生前加入特則	92
指定代理請求人による請求に関する特則	93
無配当育英年金特約(17)	101
無配当就業不能保障付育英年金特約(17)	109
無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)	120
無配当こども保険入院特約(17)	133
無配当こども保険手術特約(17)	147
無配当こども保険医療一時金特約(17)	160
集団月払特別取扱特約	171
団体月払特別取扱特約	174
保険料口座振替扱特約	177

主な保険用語のご説明

あ行	
受取人 (うけとりにん)	給付金・学資金などを受け取る人をいいます。
か行	
解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいはく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
学資金・満期祝金 (がくしきん・まんきいわいきん)	被保険者が所定の時に生存しているときに当社から支払われるお金のことをいいます。
給付金 (きゅうふきん)	被保険者が、病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたときなどに当社から支払われるお金のことをいいます。 例：入院給付金、手術給付金
契約応当日 (けいはくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約年齢 (けいはくねんれい)	ご契約者・被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：4歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は4歳となります。 なお、ご契約後のご契約者・被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。
契約日 (けियाくび)	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。特約の中途付加においては、責任開始の日が特約の契約日となります。
後継保険契約者 (こうけいほけんけियाくしゃ)	ご契約者が死亡されたときに、ご契約上の様々な権利と義務を引き継ぐ人のことをいいます。
告知義務 (こくちぎむ) と 告知義務違反 (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社にご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金がある場合は、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
死亡給付金 (しぼうきゅうふきん)	被保険者が死亡されたときに当社から支払われるお金のことをいいます。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した方です。この保険では、後継保険契約者が指定代理請求人となります。
自動振替貸付 (じどうふりかえかしつけ)	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、当社が自動的に保険料をお立て替え（貸付）する制度です。自動振替貸付ができる契約は、解約払戻金が保険料とその利息の合計額より多い場合にかざられます。
支払事由 (しはらいじゆう)	給付金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、入院、手術
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
診査 (しんさ)	診査扱のご契約を申し込まれた場合には、会社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断を利用した健康診断書等にもとづく方法、生命保険面接士による面接報告による方法などもあります。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から保険会社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行	
第1回保険料充当金 (だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約（特約）の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約（特約）が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。
特約中途付加時の年齢 (とくやくちゅうとふかじのねんれい)	「中途付加する特約の責任開始日」の直前の「主契約の年単位の契約応当日（中途付加する特約の責任開始日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合は、中途付加する特約の責任開始日）」の年齢とします。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。なお、この保険においては、保険契約者も保障の対象となります。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知・診査などが必要になります。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます。
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の学資金額・満期祝金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この2通りを組み合わせ、[口座月払]のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、ご契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から末日までです。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として給付金などをお支払いしない事由または保険料のお払い込みを免除しない事由をいいます。 例：ご契約後2年以内にご契約者が自殺された場合

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特長としくみ

【1】「わくわくポッケ」の特長としくみ

1. 販売名称

- この保険の正式名称は「無配当こども保険（17）」です。販売にあたり「わくわくポッケ」と呼んでおります。

2. 特長

- 被保険者（お子さま）が所定の年齢に達した直後の10月1日を迎えられたときには、学資金をお支払いします。
 - ・お申込みの際に、ご契約者のご要望にあわせて保険契約の型を「I型」と「II型」からお選びいただけます。
 - ・学資金は支払事由が生じた時から、当社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置かれます。
 - ※据え置かれた学資金はご契約者から請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。
- 満期を迎えられたときには、満期祝金をお支払いします。
 - ・資金準備の目的にあわせて20歳満期・22歳満期があります。
- ご契約者が死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときには、以後の保険料のお払い込みが不要となります。
 - ※こども保険総合保険料払込免除特約を付加された場合には、上記の事由のほか、ご契約者が3大疾病（所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）による当社所定の状態、所定の疾病障害状態または所定の働けない状態などになられたときにも、以後の保険料のお払い込みが不要となります。
- 被保険者（お子さま）が死亡されたときには、死亡給付金をお支払いします。
- つぎの特約を付加することにより、ご契約者・被保険者（お子さま）の保障をそれぞれ充実させることができます。

保障対象	ご契約者	被保険者（お子さま）
特約の名称	・育英年金特約 ・就業不能保障付育英年金特約 ・こども保険総合保険料払込免除特約	・こども保険入院特約 ・こども保険手術特約 ・こども保険医療一時金特約

- ご契約時には、つぎの「育英年金の特約」と「お子さまの医療保障の特約」のいずれかを付加して加入いただきます。（両方を付加することも可能です。）

	育英年金の特約	お子さまの医療保障の特約
特約の名称	育英年金特約 または 就業不能保障付育英年金特約	こども保険入院特約 および こども保険手術特約

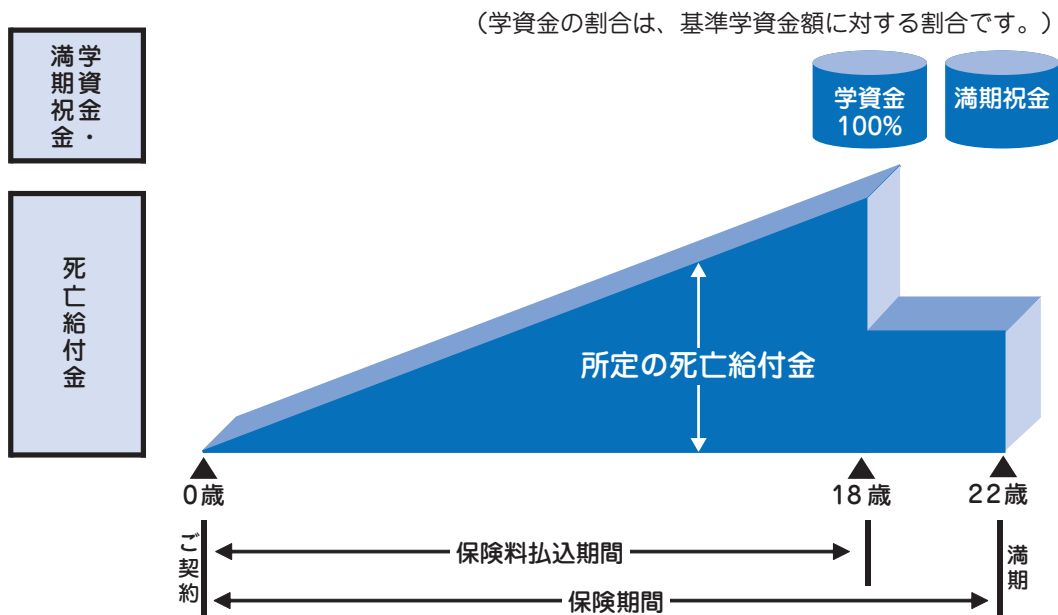
- 被保険者（お子さま）を保障の対象とする特約を付加する場合には、被保険者（お子さま）の健康状態に関する告知が必要です。

しくみ図

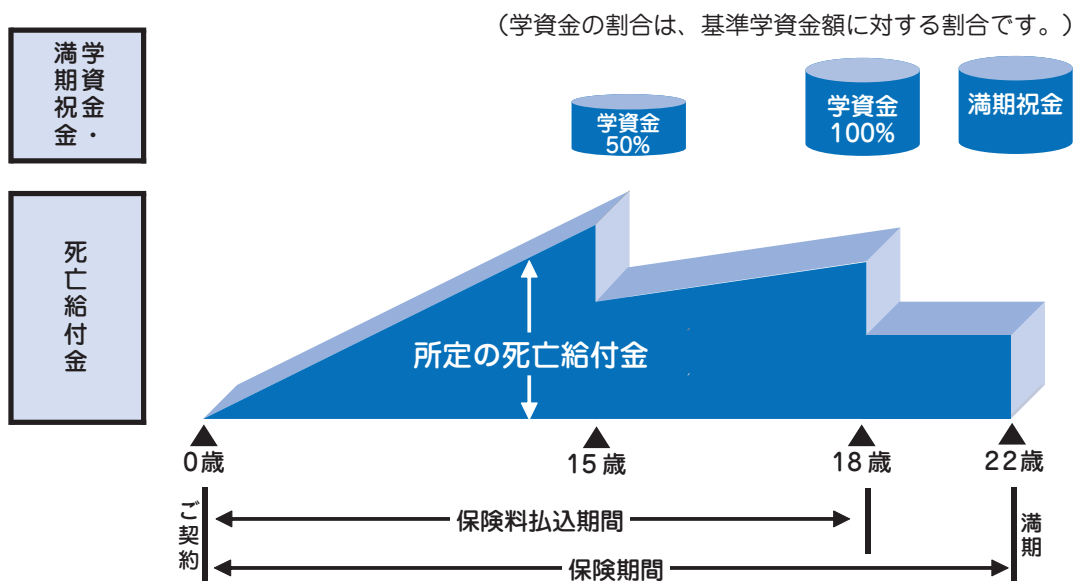
●ご契約例

被保険者（お子さま）	保険期間	保険料払込期間
0歳	22歳満期	18歳満了

・保険契約の型がⅠ型の場合



・保険契約の型がⅡ型の場合



3. 後継保険契約者について

- ご契約の際、ご契約者は原則としてつぎの範囲内で1名を後継保険契約者にご指定ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者（お子さま） ・被保険者（お子さま）の父母 ・被保険者（お子さま）の3親等内の親族 |
|--|

- 後継保険契約者とは、ご契約者が死亡されたときに保険契約上の一切の権利・義務を承継する方です。
- 後継保険契約者の故意によりご契約者が死亡された場合などは、保険契約は後継保険契約者に承継されません。

4. 出生前加入特則について

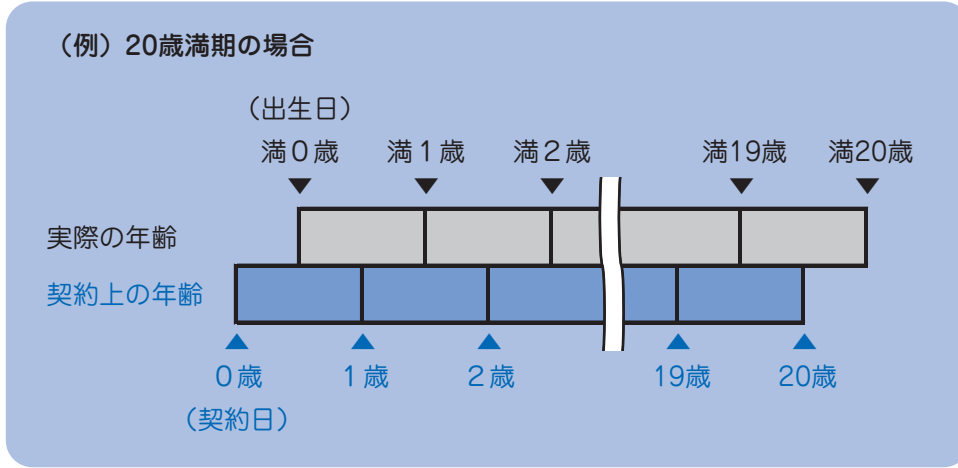
- 「出生前加入特則」を適用することにより、被保険者となられるお子さまの出生予定日の140日前からご加入いただけます。
- 「出生前加入特則」を適用してご契約された場合のお取扱いは、つぎのとおりです。

項目	取扱など						
①お子さまがお生まれになられたとき	・すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。						
②お子さまが2人以上お生まれになられたとき	・戸籍上、先順位のお子さまを被保険者とします。						
③ご契約の際にご契約者から戸籍の順位により被保険者とする方を指定されたとき	・上記②にかかわらず、指定されたお子さまを被保険者とします。						
④被保険者となるべきお子さまが流産または死産等により出生しなかったとき	・保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料をご契約者にお返しします。この場合、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。						
⑤被保険者となるべきお子さまの出生前に、ご契約者が死亡されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・以後の保険料のお払い込みを免除します。この場合、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。 ・なお、後継保険契約者を被保険者としたときは、被保険者となるべきお子さまは、出生した時から保険契約上の一切の権利義務を承継します。 						
⑥育英年金特約または就業不能保障付育英年金特約が付加され、かつ、後継保険契約者が被保険者のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者となるべきお子さまの出生前に、育英年金特約または就業不能保障付育英年金特約の第1回の育英年金の支払事由が生じた場合、育英年金の支払日はつぎのとおりです。 						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>育英年金の支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回の育英年金</td> <td>被保険者（お子さま）が出生した日</td> </tr> <tr> <td>第2回以後の育英年金</td> <td>ご契約者の毎年の支払事由の応当日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	育英年金の支払日	第1回の育英年金	被保険者（お子さま）が出生した日	第2回以後の育英年金	ご契約者の毎年の支払事由の応当日
	名称	育英年金の支払日					
第1回の育英年金	被保険者（お子さま）が出生した日						
第2回以後の育英年金	ご契約者の毎年の支払事由の応当日						

！ ご注意

● お子さまの年齢について

「出生前加入特則」を適用することにより、お子さまの出生前に加入された場合、お子さまの保険契約上の年齢は0歳で加入したものとして計算します。そのため、満期祝金の支払われる年齢と実際の年齢が異なることがあります。



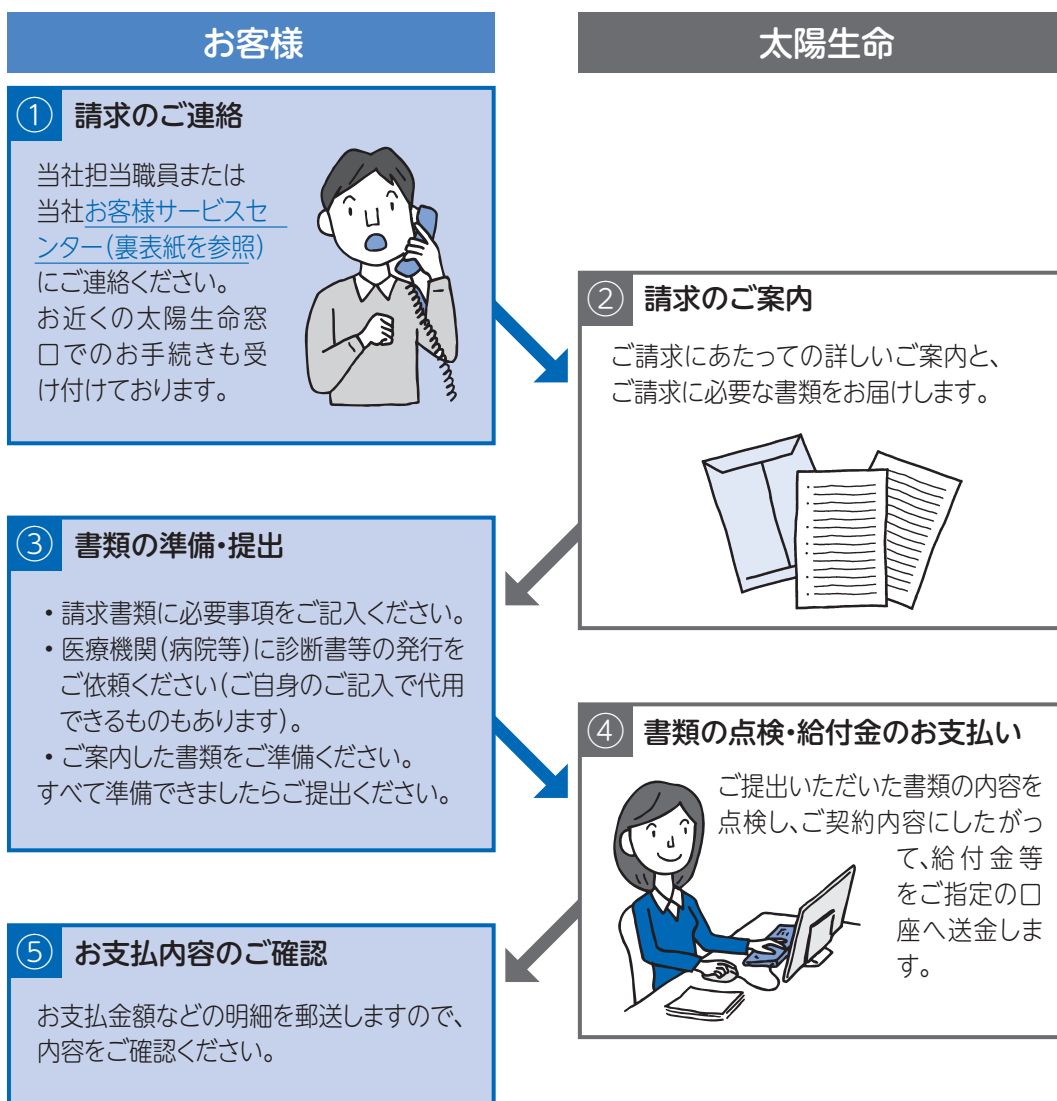
学資金・給付金などの請求

【1】学資金・給付金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者（お子さま）やご契約者が亡くなられたり、被保険者（お子さま）が入院・手術等された場合、まずは太陽生命にご連絡ください。
- 給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。
※満期祝金については、お支払いの時期が近づいた際に、当社よりご請求についてのご案内および当社所定の請求書をお届けします。

●ご請求のイメージ



- 当社ホームページにおいても、入院給付金や手術給付金などのお手続きが可能です。

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

- ※ 上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

お願い

- 給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
 - ※ たとえば、ご契約者が所定の働けない状態（*）になられた場合、就業不能保障付育英年金特約やこども保険総合保険料払込免除特約が付加されていれば、就業不能育英年金のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができる場合があります。
 - （*） 所定の働けない状態とは、つぎのいずれかの状態に該当した場合です。
 - ・ 当社の定める就業不能状態が180日継続したと医師により診断されたとき
 - ・ 公的介護保険制度により要介護2以上と認定されたとき

2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」をご用意ください。

3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。
 - ※ 詳しくは、「給付金をお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照 35 ページ

給付金をお支払いできない場合など

5. お支払いなどの際のご確認について

- 給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士等がご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、ご契約者・被保険者を診療した医師等に対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6. 給付金などのお支払時期について

- 保険金・給付金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算して5営業日（*2）以内にお支払いします。

（*1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（*2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1) 給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき 	45日以内
(2) (1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 	60日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会 	90日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、後継保険契約者または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 	120日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国外における調査 	150日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された地域における調査 	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を給付金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人等が、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は給付金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払い込みの免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、普通保険約款の「学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 保険金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についての質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

7. 学資金・給付金などの請求に関して訴訟となった場合

- 学資金・給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料の払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

！ご注意

●時効について

満期祝金・死亡給付金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

【2】指定代理請求人による請求に関する特則について

- 「指定代理請求人による請求に関する特則」を付加した場合、ご契約者が保険料の払込免除などを請求できないうような特別な事情（*）があるときに、指定代理請求人が保険料の払込免除などを請求することができます。

（*）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により、保険料の払込免除や育英年金などの請求を行う意思表示が困難であること など

- 指定代理請求の取扱対象はつぎのとおりです。

- ① 保険料の払込免除（ご契約者の死亡による保険料の払込免除を除きます）
- ② 高度障害育英年金・就業不能育英年金
- ③ ①または②のいずれかに該当した後のつぎの給付金など
 - ア. 学資金・満期祝金
 - イ. 死亡給付金
 - ウ. 災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・入院一時金・感染症入院一時金・骨折治療給付金

- この特則を付加する場合、後継保険契約者をご契約者の代理人（「指定代理請求人」）とします。

参照 81 ページ

普通保険約款第 10 条

参照 91 ページ

普通保険約款第 43 条

参照 91 ページ

普通保険約款第 42 条

参照 93 ページ

普通保険約款「指定代理請求人による請求に関する特則」

- 「指定代理請求人による請求に関する特則」を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、この保険契約の指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- 当社が育英年金などを指定代理請求人にお支払いしたときは、その後重複して育英年金などの請求を受けてもお支払いしません。
- 「指定代理請求人による請求に関する特則」は、中途付加することができます。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、「指定代理請求人による請求に関する特則」を解約することができます。この場合、「指定代理請求人による請求に関する特則」の指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- 指定代理請求人からご請求いただく場合、戸籍抄本等をご提出いただくことがあります。

！ご注意

- 指定代理請求人から保険料の払込免除または育英年金などを請求いただく場合、つぎの点についてあらかじめご了承ください。
 - ・ 指定代理請求人からの請求にもとづき保険料のお払い込みを免除または育英年金などお支払いした場合、ご契約者にはその旨をご連絡いたしません。したがって、ご契約者の了知なしに以後の契約内容が変更する（保険料が変更されたり、保険料の払込が不要になるなど）こととなります。
 - ・ 保険料のお払い込みを免除または育英年金などをお支払いした後に、ご契約者または被保険者から契約内容についてご照会があったときは、保険料のお払い込みが免除されている旨または育英年金などのお支払いがある旨の回答をせざるを得ません。このため、ご契約者または被保険者に保険料のお払い込み免除または育英年金などのお支払いの理由を知られることがあります。
- 「指定代理請求人による請求に関する特則」を付加されていない場合は、ご契約者が保険料のお払い込みの免除または育英年金などのお支払いを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。
 - ・ 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・ 故意に育英年金などの支払事由を生じさせた者
 - ・ 故意に育英年金などの受取人を育英年金などを請求できない特別な事情に該当させた者
 - ・ 故意にご契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

学資金・給付金などのお支払い

【1】共通事項

1. 所定の高度障害状態について

- 高度障害育英年金などをお支払いする場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、普通保険約款 別表3の「高度障害状態」などをご覧ください。

参照 95 ページ

普通保険約款別表3

2. 保障の対象となる不慮の事故

- 災害入院給付金などの保障の対象となる不慮の事故については、普通保険約款 別表2の「不慮の事故」をご覧ください。

参照 94 ページ

普通保険約款別表2

3. 給付金などのお支払事由の発生時期について

- 給付金など（満期祝金などの保険期間の満了時の生存を支払事由とする祝金などを除きます）のお支払対象となる入院などのお支払事由は、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険期間中に原因が発生したものにすぎません。ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた場合でも、ご契約・各特約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取り扱います。

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
- ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
 - ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について自覚または認識がない場合

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険期間満了後にお支払事由に該当しても、給付金などをお支払いすることはできません。ただし、つぎの場合などには、高度障害育英年金・就業不能育英年金について、当社所定の金額をお支払いすることがあります。

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態になられたとき
- ・第1回の高度障害育英年金の支払事由について、回復の見込みの有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間満了後1年以内に回復の見込みがないことが明確になったとき、または保険期間満了後1年を経過した時点で回復の見込みが不明確な状態にあるとき
- ・保険期間中に当社の定める就業不能状態に該当し、180日を経過するまでの間に保険期間が満了した場合で、該当時から保険期間満了時を含んで180日継続したとき（この場合、保険期間満了時に支払事由に該当したものととして取扱います。）

4. 出生前加入特則を適用してご契約された場合のお取扱い

- ご契約時に付加できる特約は、つぎの特約になります。

- ・育英年金特約
- ・就業不能保障付育英年金特約
- ・こども保険総合保険料払込免除特約

※被保険者（お子さま）自身の傷害または疾病を保障する特約は、ご契約時に付加できませんが、被保険者（お子さま）の出生後から中途付加をお申込みいただけます。

【2】主契約の保障内容

無配当こども保険（17）

被保険者（お子さま）が、所定の年齢に達した日の直後の10月1日に生存されているときに学資金を、保険期間満了時に生存されているときに満期祝金を、保険期間中に死亡されたときに死亡給付金をお支払いします。

●保障内容

学資金等をお支払いする場合	お支払いする学資金等 (支払金額)	受取人
被保険者（お子さま）が所定の満年齢（*1）に達した日の直後の10月1日に生存されているとき	学資金 (所定の金額（*1）)	保 険 契 約 者
被保険者（お子さま）が保険期間満了時に生存されているとき	満期祝金 (満期祝金額)	
被保険者（お子さま）が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額 （*2）)	

- （*1）保険契約の型（Ⅰ型・Ⅱ型）に応じて、学資金における所定の満年齢は下表のとおりとし、学資金の金額は基準学資金額に下表の割合を乗じた金額とします。
なお、保険契約の型の変更は取り扱いません。

■学資金における所定の満年齢と基準学資金額に乗じる割合

保険契約の型	保険期間 (被保険者年齢)	所定の満年齢と乗じる割合	
		14歳6ヵ月	17歳6ヵ月
I型	20歳満期(0歳～10歳) または	—	100%
II型	22歳満期(0歳～12歳)	50%	100%

(*2) 所定の死亡給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、普通保険約款 別表1の「死亡給付金額」をご覧ください。

$$\begin{aligned} & (\text{主契約の月払保険料 (注1) (注2)}) \times (\text{保険料の払込回数 (注3)}) \\ & - (\text{すでに支払事由の生じた学資金の合計額}) \end{aligned}$$

(注1) 個人扱保険料率を適用した場合の主契約の月払保険料です。

また、被保険者(お子さま)が死亡された時に「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合は、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合の金額とします。

(注2) 基準学資金額および満期祝金額の減額が行われた場合は、ご契約当初から被保険者(お子さま)の死亡時の基準学資金額および満期祝金額であったものとして計算します。

保険契約者の変更(保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます)が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者(お子さま)の死亡時の保険契約者であったものとして計算します。

(注3) 被保険者(お子さま)が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

! ご注意

- 学資金は、支払事由が生じた時から、当社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置き、ご契約者から請求があったとき、またはご契約が消滅したときにご契約者にお支払いします。
- 据置利率は経済情勢により変動(増減)することがあります。
- 保険料の自動振替貸付または契約者貸付による貸付金がある場合、学資金・満期祝金・死亡給付金などをお支払いするときは、貸付元利金が差し引かれて精算されます。
- 被保険者(お子さま)が保険期間中に死亡された場合、ご契約は消滅します。

指定代理請求人による請求について

ご契約者が保険料の払込免除または育英年金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険料の払込免除または育英年金などを請求することができます。詳しくは「学資金・給付金などの請求」の【2】指定代理請求人による請求に関する特則について」をご覧ください。

参照 94 ページ

普通保険約款 別表
1

参照 12 ページ

指定代理請求人による
請求に関する特則
について

【3】特約の保障内容

無配当育英年金特約 (17)

●保障内容

年金・給付金をお支払いする場合	お支払いする年金・給付金 (支払金額)	受取人
■第1回の死亡育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、死亡されたとき	死亡育英年金 (基本育英年金額)	後継 保険 契約 者
■第2回以後の死亡育英年金 第1回の死亡育英年金の支払日の1年ごとの応当日が到来したとき (保険期間中にかぎります)		
■第1回の高度障害育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき	高度障害育英年金 (基本育英年金額)	保 険 契 約 者
■第2回以後の高度障害育英年金 第1回の高度障害育英年金の支払日の1年ごとの応当日が到来したとき (保険期間中にかぎります)		
被保険者(お子さま)がこの特約の保険期間中、かつ、第1回の育英年金の支払事由発生前に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額 (*1))	

(*1) 所定の死亡給付金額とは、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、特約条項 別表1の「死亡給付金額」をご覧ください。

$$(\text{特約の月払保険料 (注1) (注2)}) \times (\text{保険料の払込回数 (注3)})$$

(注1) 個人扱保険料率を適用した場合の育英年金特約の月払保険料です。

また、被保険者(お子さま)が死亡された時に「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合は、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合の金額とします。

(注2) 基本育英年金額の減額または保険契約者の変更(保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます)が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者(お子さま)の死亡時の基本育英年金額または保険契約者であったものとして計算した金額とします。

(注3) 被保険者(お子さま)が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

参照 107 ページ

無配当育英年金特約
(17) 別表1

！ご注意

- 育英年金が支払われる場合には、以後、育英年金の支払事由に該当しても重複してお支払いしません。
- 第1回の育英年金の支払事由発生時以後につきのいずれかに該当した場合、育英年金の支払にかえて、未払の育英年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
 - ・育英年金の一括支払の請求があったとき
 - ・被保険者（お子さま）が死亡されたとき
 - ・主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- 育英年金を一括支払した場合、育英年金特約は消滅します。また、受取総額は年金として受け取る場合に比べて少なくなります。

無配当就業不能保障付育英年金特約（17）**●保障内容**

年金・給付金をお支払いする場合	お支払いする年金・給付金 (支払金額)	受取人
■第1回の死亡育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、死亡されたとき	死亡育英年金 (基本育英年金額)	後 継 保 険 契 約 者
■第2回以後の死亡育英年金 第1回の死亡育英年金の支払日の1年ごとの応当日が到来したとき (保険期間中にかぎります)		
■第1回の高度障害育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害育英年金 (基本育英年金額)	保 険 契 約 者
■第2回以後の高度障害育英年金 第1回の高度障害育英年金の支払日の1年ごとの応当日が到来したとき (保険期間中にかぎります)		

年金・給付金をお支払いする場合	お支払いする年金・給付金 (支払金額)	受取人
■第1回の就業不能育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、 つぎのいずれかに該当したとき ・当社の定める就業不能状態（*1）に 該当し、その該当した日から起算して 継続して180日あると医師により診断 されたとき ・公的介護保険制度により、要介護2以 上に該当していると認定されたとき （*2）	就業不能育英年金 (基本育英年金額)	保 険 契 約 者
■第2回以後の就業不能育英年金 第1回の就業不能育英年金の支払日の 1年ごとの応当日が到来したとき (保険期間中にかぎりませぬ)		
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期 間中、かつ、第1回の育英年金の支払事由 発生前に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額（*3）)	

（*1）当社の定める就業不能状態については、特約条項 別表1の「就業不能状態」をご覧ください。なお、**保険契約者が仕事をできるかどうかを基準として判断するものではありません**のでご注意ください。

（*2）公的介護保険制度および要介護2以上については、特約条項 別表2の「公的介護保険制度または要介護2以上」をご覧ください。

（*3）所定の死亡給付金額とは、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、特約条項 別表3の「死亡給付金額」をご覧ください。

$$(\text{特約の月払保険料 (注2) (注3)}) \times (\text{保険料の払込回数 (注4)})$$

（注2）個人扱保険料率を適用した場合の就業不能保障付育英年金特約の月払保険料です。

また、被保険者（お子さま）が死亡された時に「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合は、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合の金額とします。

（注3）基本育英年金額の減額または保険契約者の変更（保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます）が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者（お子さま）の死亡時の基本育英年金額または保険契約者であったものとして計算した金額とします。

（注4）被保険者（お子さま）が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

参照 115 ページ

就業不能保障付育英年金特約(17) 別表1～3

！ご注意

- 育英年金が支払われる場合には、第1回の育英年金の支払事由の発生日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料のお払い込みは不要です。
- 育英年金が支払われる場合には、以後、育英年金の支払事由に該当しても重複してお支払いしません。
- 第1回の育英年金の支払事由発生時以後につぎのいずれかに該当した場合、育英年金の支払にかえて、未払の育英年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
 - ・育英年金の一括支払の請求があったとき
 - ・被保険者（お子さま）が死亡されたとき
 - ・主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- 育英年金を一括支払した場合、就業不能保障付育英年金特約は消滅します。また、受取総額は年金支払と比べて少なくなります。
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この特約条項の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

無配当こども保険総合保険料払込免除特約 (17)

- ご契約者が所定の状態になられたときに以後の保険料のお払い込みを免除する特約を付加することができます。詳しくは、「無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)」をご覧ください。

参照 31 ページ

無配当こども保険総合保険料払込免除特約 (17)

無配当こども保険入院特約 (17)**●保障内容**

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、不慮の事故による傷害により1日以上入院（*1）されたとき	災害入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	保 険 契 約 者
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、疾病により1日以上入院（*1）されたとき	疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額（*2）)	

- （*1）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表1の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。また、1日入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

参照 141 ページ

こども保険入院特約 (17) 別表1・2

(*2)所定の死亡給付金額とは、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、特約条項 別表2の「死亡給付金額」をご覧ください。

(特約の月払保険料 (注1) (注2)) × (保険料の払込回数 (注3))

(注1)個人扱保険料率を適用した場合のこども保険入院特約の月払保険料です。

また、被保険者(お子さま)が死亡された時に「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合は、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合の金額とします。

(注2)入院給付金日額の減額または保険契約者の変更(保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます)が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者(お子さま)の死亡時の入院給付金日額または保険契約者であったものとして計算した金額とします。

(注3)被保険者(お子さま)が死亡された日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

！ ご注意

●各入院給付金の支払日数は1回の入院について60日型の場合60日分、120日型の場合120日分を限度とします。通算支払日数は、それぞれ1,095日分を限度とします。

なお、この場合、当社所定の悪性新生物(注)の治療を目的とする入院は、その支払日数に含めません。

(注)対象となる悪性新生物については、特約条項 別表4の「悪性新生物」をご覧ください。

●災害入院給付金のお支払いは不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合にかぎりです。

●悪性新生物以外の疾病(以下、「がん以外の疾病」といいます)による疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたとき、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。

ただし、つぎについては新たな入院とみなします。

・がん以外の疾病により疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始したがん以外の疾病による入院

・災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した災害入院給付金の支払事由に該当する入院

●同一の入院について、災害入院給付金および疾病入院給付金は重複してお支払いしません。

参照 142 ページ

こども保険入院特約
(17) 別表4

無配当こども保険手術特約 (17)

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
<p>被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、傷害または疾病の治療を目的として入院（*1）し、その入院中に、つぎのいずれかの手術を受けられたとき</p> <p>(1)診療報酬点数表（*2）により手術料の算定対象となる手術</p> <p>(2)先進医療（*3）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（*4）</p> <p>(3)診療報酬点数表（*2）により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術（*5）</p> <p>(4)この特約の責任開始日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（*6）</p>	<p>入院治療手術給付金 (手術1回につき、 基準手術給付金額×4)</p>	<p>保 険 契 約 者</p>
<p>被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、傷害または疾病の治療を目的として、つぎのいずれかの手術を受けられたとき。ただし、入院治療手術給付金の支払事由に該当する手術は除きます。</p> <p>(1)医科診療報酬点数表（*7）により手術料の算定対象となる手術（*8）</p> <p>(2)先進医療（*3）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（*4）（*9）</p> <p>(3)医科診療報酬点数表（*7）により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術（*5）</p> <p>(4)この特約の責任開始日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（*6）</p>	<p>外来手術給付金 (手術1回につき、 基準手術給付金額)</p>	
<p>被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、傷害または疾病の治療を目的として、つぎのいずれかの診療行為を受けられたとき</p> <p>(1)診療報酬点数表（*2）により放射線治療料の算定対象となる診療行為（*10）</p> <p>(2)先進医療（*3）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（*11）</p>	<p>放射線治療給付金 (放射線治療1回につき、 基準手術給付金額×4)</p>	
<p>被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に死亡されたとき</p>	<p>死亡給付金 (所定の死亡給付金額 （*12）)</p>	

（*1）対象となる「入院」については、特約条項 別表1の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

参照 155 ページ

こども保険手術特約
(17) 別表1～7

- (* 2) 対象となる診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注)にもとづく医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表をいいます。詳しくは、特約条項 別表3の「診療報酬点数表」をご覧ください。
- (* 3) 対象となる先進医療については、特約条項 別表4の「先進医療」をご覧ください。
- (* 4) 検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
- (* 5) 対象となる造血幹細胞移植術については、特約条項 別表5の「造血幹細胞移植術」をご覧ください。
- (* 6) 対象となる造血幹細胞の採取手術については、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。詳しくは、特約条項 別表6の「造血幹細胞の採取手術」をご覧ください。
- (* 7) 対象となる医科診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注)にもとづく医科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものとします。
(注)対象となる公的医療保険制度については、特約条項 別表2の「公的医療保険制度」をご覧ください。
- (* 8) つぎのいずれかに該当する手術は除外します。

- ◆創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます）
- ◆皮膚切開術
- ◆デブリードマン
- ◆鼓膜切開術
- ◆骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ◆鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ◆鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術
- ◆眼球または眼球付属器についてのつぎの手術
 - ・麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眦切開術
 - ・睫毛電気分解術（毛根破壊）
 - ・角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術
- ◆抜歯手術

- (* 9) 「歯、義歯または歯肉の手術」およびそれらに相当する手術は除外します。
- (* 10) 血液照射を除きます。
- (* 11) 診断および検査を目的とした診療行為を除きます。
- (* 12) 所定の死亡給付金額とは、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、特約条項 別表7の「死亡給付金額」をご覧ください。

$$(\text{特約の月払保険料 (注1) (注2)}) \times (\text{保険料の払込回数 (注3)})$$

- (注1) 個人扱保険料率を適用した場合のこども保険手術特約の月払保険料です。
また、被保険者(お子さま)が死亡された時に「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合は、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合の金額とします。
- (注2) 基準手術給付金額の減額または保険契約者の変更(保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます)が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者(お子さま)の死亡時の基準手術給付金額または保険契約者であったものとして計算した金額とします。
- (注3) 被保険者(お子さま)が死亡された日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

！ご注意

- 同時に2種類以上の手術をあわせて受けられた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
- 1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- 診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療に関する技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（*）をその手術を受けた日とみなします。
 - （*）入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日とします。
- 一連の治療過程で2回以上行っても診療報酬点数表の手術料・輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとされている手術を2回以上受けた場合、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなします。
- 放射線治療給付金のお支払いは、60日に1回が限度となります。
- つぎの場合などは、手術給付金の支払対象とはなりません。（作成月現在）
 - ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレーナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
- 当社は公的医療保険制度または先進医療の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この特約条項の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

無配当こども保険医療一時金特約 (17)

●保障内容

一時金等をお支払いする場合	お支払いする一時金等 (支払金額)	受取人
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、傷害または疾病により1日以上入院（*1）されたとき	入院一時金 (入院一時金額)	保 険 契 約 者
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、所定のこども感染症（*2）により1日以上入院（*1）されたとき	感染症入院一時金 (入院一時金額)	
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、骨折（*3）したと医師により診断され、治療を受けられたとき	骨折治療給付金 (入院一時金額×2)	
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額（*4）)	

（*1）対象となる「入院」については、特約条項 別表1の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

また、1日入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

（*2）対象となる「こども感染症」については、特約条項 別表2の「こども感染症」をご覧ください。

（*3）対象となる「骨折」については、特約条項 別表3の「骨折」をご覧ください。

（*4）所定の死亡給付金額とは、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、特約条項 別表4の「死亡給付金額」をご覧ください。

$$\text{(特約の月払保険料 (注1) (注2))} \times \text{(保険料の払込回数 (注3))}$$

（注1）個人扱保険料率を適用した場合のこども保険医療一時金特約の月払保険料です。また、被保険者（お子さま）が死亡された時に「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合は、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加されている場合の金額とします。

（注2）入院一時金額の減額または保険契約者の変更(保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます)が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者（お子さま）の死亡時の入院一時金額または保険契約者であったものとして計算した金額とします。

（注3）被保険者（お子さま）が死亡された日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

参照 167 ページ

無配当こども保険医療一時金特約 (17)
別表1～3

- 一時金・給付金の支払限度
- 一時金・給付金の支払限度はつぎのとおりです。

一時金・給付金の名称	支払限度（通算支払回数）
入院一時金	20回
感染症入院一時金	20回
骨折治療給付金	10回：180日に1回を限度とし、つぎについてそれぞれ1回を限度とします。 ・同一の傷害を原因とする場合 ・同一の病気を原因とする場合

！ご注意

- 入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、入院一時金の支払は1回のみとします。
- 感染症入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、感染症入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、感染症入院一時金の支払は1回のみとします。

【4】保険期間・保険料払込期間

- ご契約時の保険期間・保険料払込期間は、つぎの範囲内で取り扱います。実際のお申込内容については、契約概要（設計書）でご確認ください。また、保険証券到着後は、保険証券でご確認ください。

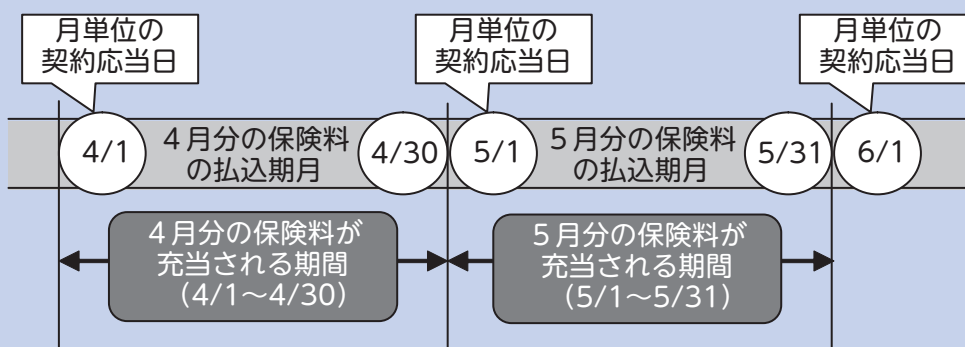
保険期間	保険料払込期間
20歳満期	15歳満了
22歳満期	18歳満了

- ※保険期間・保険料払込期間は、契約日から被保険者（お子さま）がその年齢（注）になる年単位の契約応当日の前日までの期間です。
- たとえば、保険期間が22歳満期の場合、その期間は「契約日から被保険者（お子さま）の年齢（注）が22歳になる年単位の契約応当日の前日まで」となります。
- （注）ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。

【5】給付金のお支払いなどの際の保険料精算について

毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



したがって、学資金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

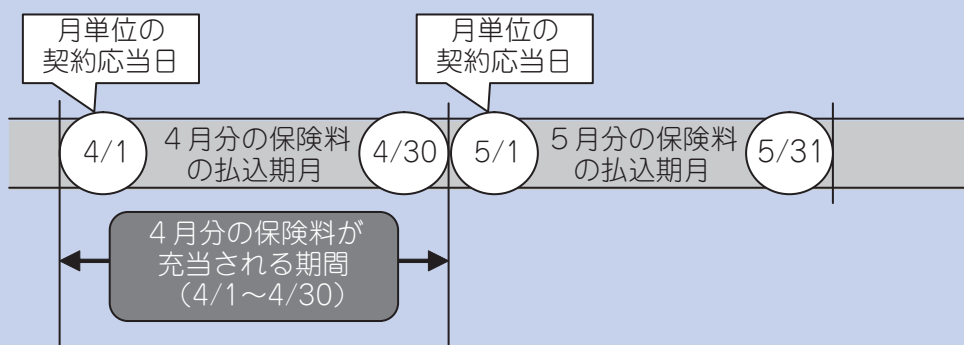
●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・学資金・給付金などをお支払いするとき	・未払込保険料（1ヵ月分）（*）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（1ヵ月分）（*）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（1ヵ月分）（*）をお払い込みいただくことがあります。
・保険料のお払い込みを免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料（1ヵ月分）（*）をお払い込みいただきます。

（*）未払込保険料は、お払い込みが必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月分の保険料（1ヵ月分）が未払い込みのまま、4/1~4/30の間に

- 学資金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）をお払い込みいただきます。

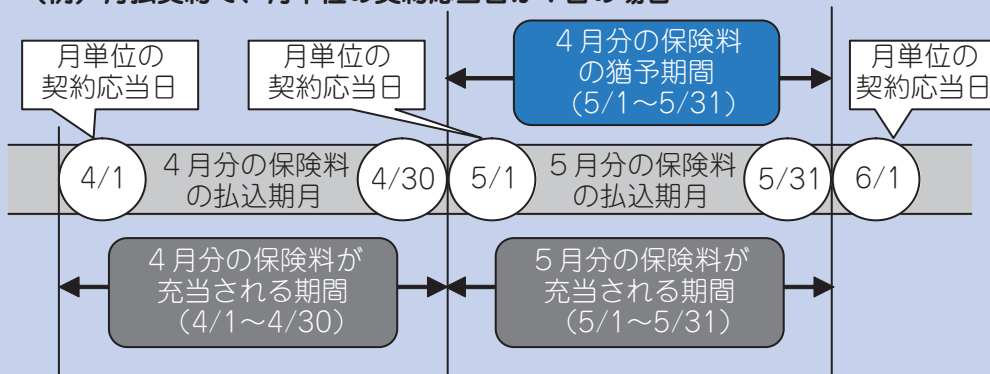
● 猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・学資金・給付金などをお支払いするとき	<ul style="list-style-type: none"> 未払込保険料（2ヵ月分）（*）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（2ヵ月分）（*）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（2ヵ月分）（*）をお払い込みいただくことがあります。
・保険料のお払い込みを免除するとき	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間内に、未払込保険料（2ヵ月分）（*）をお払い込みいただきます。

（*）未払込保険料は、お払い込みが必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月～5月分の保険料（2ヵ月分）が未払い込みのまま、5/1～5/31の間に

- 学資金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）をお払い込みいただきます。

保険料のお払い込みの免除

【1】 保険料のお払込免除事由の発生時期

- 保険料のお払込免除の対象となる保険料の払込免除事由は、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険料払込期間中に原因が発生したものにかぎります。ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害または疾病により、所定の急性心筋梗塞もしくは脳卒中による当社所定の状態、または就業不能状態、身体障害状態、疾病障害状態もしくは高度障害状態になられた場合でも、保険契約・特約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により、所定の急性心筋梗塞もしくは脳卒中による当社所定の状態、または就業不能状態、身体障害状態、疾病障害状態もしくは高度障害状態になられたものとみなして取り扱います。

- ・ ご契約者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を引き受けたとき
- ・ 原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・ 責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、ご契約者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・ 責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、ご契約者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
 - ※ 異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・ 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状についてご契約者の自覚または認識がない場合

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険料払込期間満了後に保険料の払込免除事由に該当しても、保険料のお払い込みを免除することはできません。

！ ご注意

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合などには、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

【2】保険料のお払い込みを免除する特約を付加した場合

- ご契約者が死亡されたときまたは所定の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除する「こども保険総合保険料払込免除特約」を付加することができます。

「こども保険総合保険料払込免除特約」を付加された場合、主契約および主契約に付加されるその他の特約には、「こども保険総合保険料払込免除特約」が付加される場合の保険料率が適用され、付加しない場合とくらべて保険料は高くなります。

参照 120 ページ

こども保険総合保険料払込免除特約

無配当こども保険総合保険料払込免除特約 (17)

1. 特約の内容

- ご契約者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかになられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
死亡	●死亡されたとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態 (*1) になられたとき
3大疾病による所定の状態	がん (悪性新生物) ●生まれて初めて所定の悪性新生物 (*2) に罹患し、医師により診断確定 (*3) されたとき
	急性心筋梗塞 ●所定の急性心筋梗塞 (*2) を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態 (*4) が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中 ●所定の脳卒中 (*2) を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
所定の働けない状態	●つぎのいずれかの状態になられたとき (1) 当社の定める就業不能状態 (*5) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断されたとき (2) 公的介護保険制度 (*6) により要介護2以上 (*7) に該当していると認定されたとき
所定の身体障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態 (*8) になられたとき

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の疾病障害状態	●疾病を直接の原因として、所定の疾病障害状態(*9)になられたとき

(*1) 所定の高度障害状態とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、普通保険約款別表3の「高度障害状態」をご覧ください。

(*2) 対象となる悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中とは、つぎのような疾病をさします。

●悪性新生物

・悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病をいい、一般に「がん」と呼称されるものです。対象となる悪性新生物の詳細については、特約条項 別表1の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

●急性心筋梗塞

・心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が急激に少なくなったりすることによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みをともなう心臓発作を起こし、死亡する危険の高い疾病です。対象となる急性心筋梗塞の詳細については、特約条項 別表1の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

●脳卒中

・脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。対象となる脳卒中の詳細については、特約条項 別表1の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破れて、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発することも多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。
脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破れ、出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。
脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。

(*3) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)(注)により行われます。

(注) 病理組織学的所見(生検)が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

(*4) 労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(*5) 当社の定める就業不能状態については、特約条項 別表2の「就業不能状態」をご覧ください。

(*6) 公的介護保険制度については、特約条項 別表3の「公的介護保険制度または要介護2以上」をご覧ください。

(*7) 要介護2以上については、特約条項 別表3の「公的介護保険制度または要介護2以上」をご覧ください。

参照 95 ページ

普通保険約款 別表
3

参照 124 ページ

こども保険総合保険
料払込免除特約 別
表1

参照 125 ページ

こども保険総合保険
料払込免除特約 別
表2、3

- (* 8) 対象となる身体障害状態とは、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款 別表 4 の「身体障害状態」をご覧ください。
- (* 9) 対象となる疾病障害状態とは、つぎのような状態をさします。詳しくは、特約条項 別表 4 の「疾病障害状態」をご覧ください。

- 以下の「疾病障害状態の①」に該当し、180日以上継続したと医師に診断されたとき
「疾病障害状態の①」
 - ① 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血管疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
- 以下の「疾病障害状態の②から⑤まで」のいずれかに該当したとき
「疾病障害状態の②から⑤まで」
 - ② 心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したもの
 - ③ 永続的な人工透析療法を受けたもの
 - ④ ぼうこうを全摘出し、かつ、新ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの
 - ⑤ 人工肛門を造設したもの

！ご注意

- 責任開始日（契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、保険料のお払い込みを免除しません。
※ 責任開始日（契約日・復活日など）から起算して90日経過後に新たに所定の乳がん（乳房の悪性新生物）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料のお払い込みを免除することがあります。
- がん（悪性新生物）のうち、非浸潤性のがん、上皮内がんおよび皮膚がんについては、保険料のお払込免除の対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のがん、上皮内がんを除きます）は保険料のお払込免除の対象となります。
- 責任開始期（契約時・復活時など）前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期（契約時・復活時など）以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても、所定のがん（悪性新生物）による当社所定の状態に該当したものとしては保険料のお払い込みを免除しません。
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合とくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、こども保険総合保険料払込免除特約の保険料の払込免除事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

2. 特約の消滅

- つぎのいずれかに該当した場合には、「こども保険総合保険料払込免除特約」は消滅します。
 - ・ 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・ 主契約の保険料払込期間が満了したとき

【3】保険料のお払い込みを免除する特約を付加していない場合

- ご契約者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかになられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
死亡	●死亡されたとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態（*1）になられたとき
不慮の事故による所定の身体障害状態	●所定の不慮の事故（*2）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態（*3）になられたとき ※ただし、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害状態（*3）になられたときにかぎりませう。

（*1）所定の高度障害状態とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、普通保険約款別表3の「高度障害状態」をご覧ください。

（*2）対象となる不慮の事故については、普通保険約款 別表2の「不慮の事故」をご覧ください。

（*3）対象となる身体障害状態とは、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款 別表4の「身体障害状態」をご覧ください。

参照 94 ページ

普通保険約款別表2
～4

給付金をお支払いできない場合など

【1】給付金などをお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合

給付金などのお支払いや保険料の払込免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように給付金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みを免除できない場合があります。

1. 支払事由や保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 給付金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆「入院給付金」のお支払事由に該当しない入院の例
 - ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
 - ・約款に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき
 - ◆「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例（作成月現在）
 - ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術

2. 支払事由に該当しても給付金などをお支払いできない場合

- 支払事由に該当しても給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・約款に規定された免責事由（給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）
 - ・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

3. 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前に原因が生じたことにより、給付金など（死亡給付金・死亡育英年金は除きます）を支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない（死亡を事由とする場合を除きます）場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられたとき
 - ◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した疾病または生じた

参照 141 ページ

こども保険入院特約
別表1

参照 76 ページ

免責事由一覧

不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院または手術を受けたとき

※ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います（こども保険総合保険料払込免除特約については、一部お取扱いが異なります）。

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
- ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
 - ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について自覚または認識がない場合

4. 告知義務違反による解除の場合

●告知義務違反による解除により、給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

※ただし、告知義務違反の対象になった原因と給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、給付金などをお支払いします。

5. 重大事由による解除

●重大事由による解除により、給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ①ご契約者または受取人などが給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
- ②受取人に給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

参照 86 ページ

普通保険約款第 24 条等

参照 86 ページ

普通保険約款第 26 条等

※上記の事由が生じた以後に、給付金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金などの受取人が複数の場合、給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

参照 86 ページ

普通保険約款第 22 条等

6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
 - ・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
- ※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

参照 84 ページ

普通保険約款第 18 条等

7. ご契約が失効している場合

- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、給付金などの支払事由が生じても給付金などをお支払いできません。

※給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

【2】お支払いできない場合などの事例

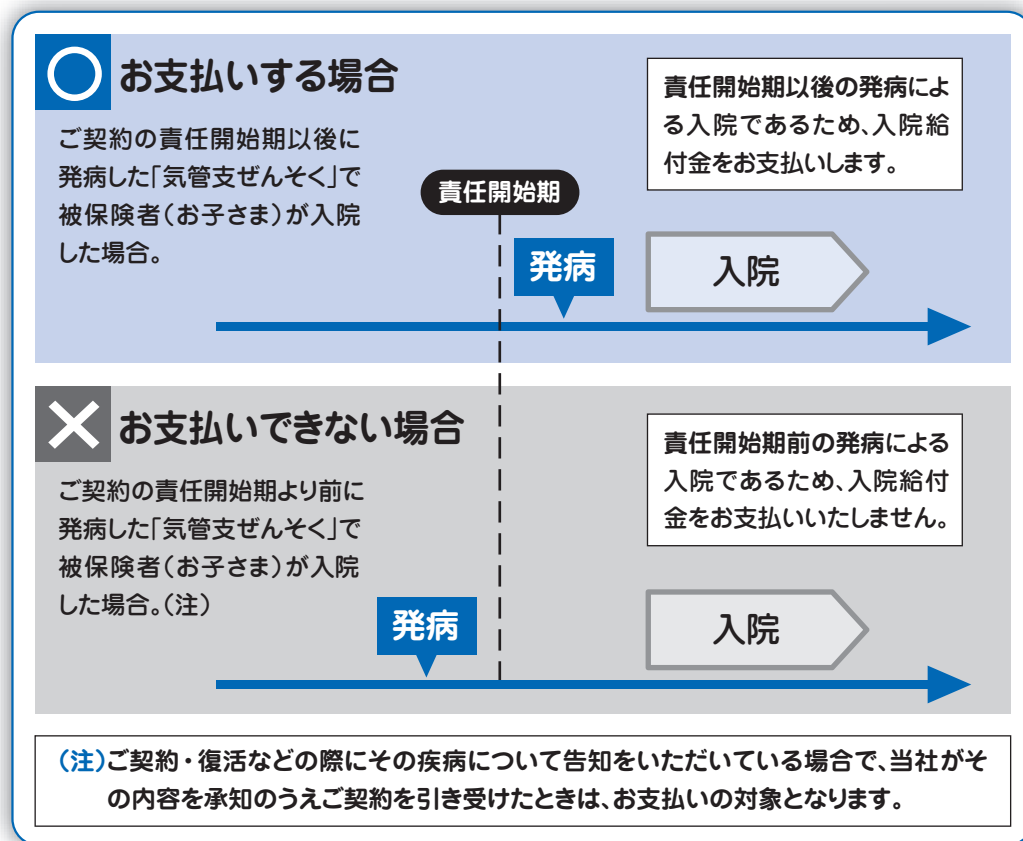
- 給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】給付金などをお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは給付金などをお支払いできないことがあります。

事例1 責任開始期と発病時期

参照 46 ページ

責任開始期について

<こども保険入院特約を付加している場合>



- 死亡給付金・死亡育英年金以外の給付金等は、原則として、ご契約の責任開始期以後に発病した病気(疾病)または発生した不慮の事故による傷害などを原因とする場合がお支払いの対象となるものと定められています。したがって、責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した不慮の事故などを原因とする場合にはお支払いできません。
- 責任開始期前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることがあります。
 - ・ ご契約・特約の締結または復活の際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を引き受けたとき

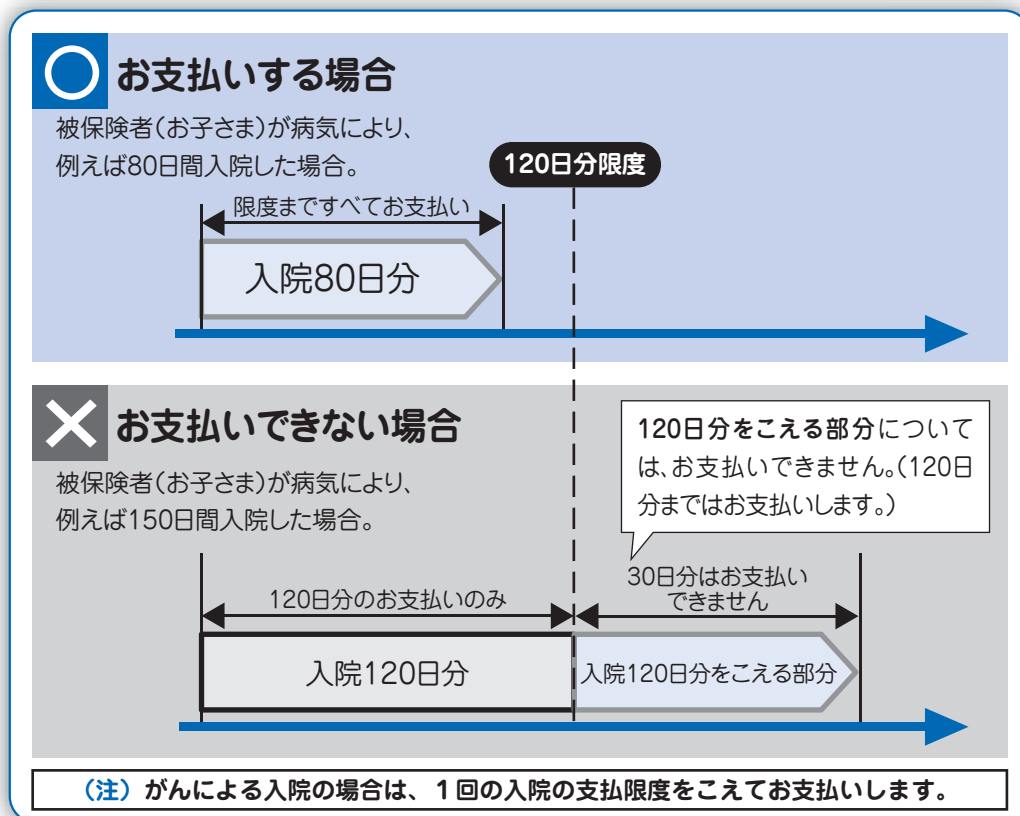
参照 134 ページ

こども保険入院特約
第3条

- ・ご契約者および被保険者が、責任開始期前に原因となった疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）」「その疾病による症状についての自覚または認識」がなかったとき
- ・責任開始日から起算して2年経過後に開始した入院・手術・放射線治療・骨折治療

事例2 入院給付金のお支払い～1回の入院に対する支払限度日数

<こども保険入院特約（120日型）を付加している場合>



- 入院給付金をお支払いする場合、1回の入院に対してお支払いできる限度日数（*）を定めており、その日数をこえた部分の入院についてはお支払いできません。
- 「わくわくポッケ」で入院給付金をお支払いする特約の、1回の入院に対する支払限度は60日型の場合「60日」、120日型の場合「120日」です。
 - （*）がんの治療を目的とする入院については、1回の入院の支払日数および通算支払日数の限度はありません。

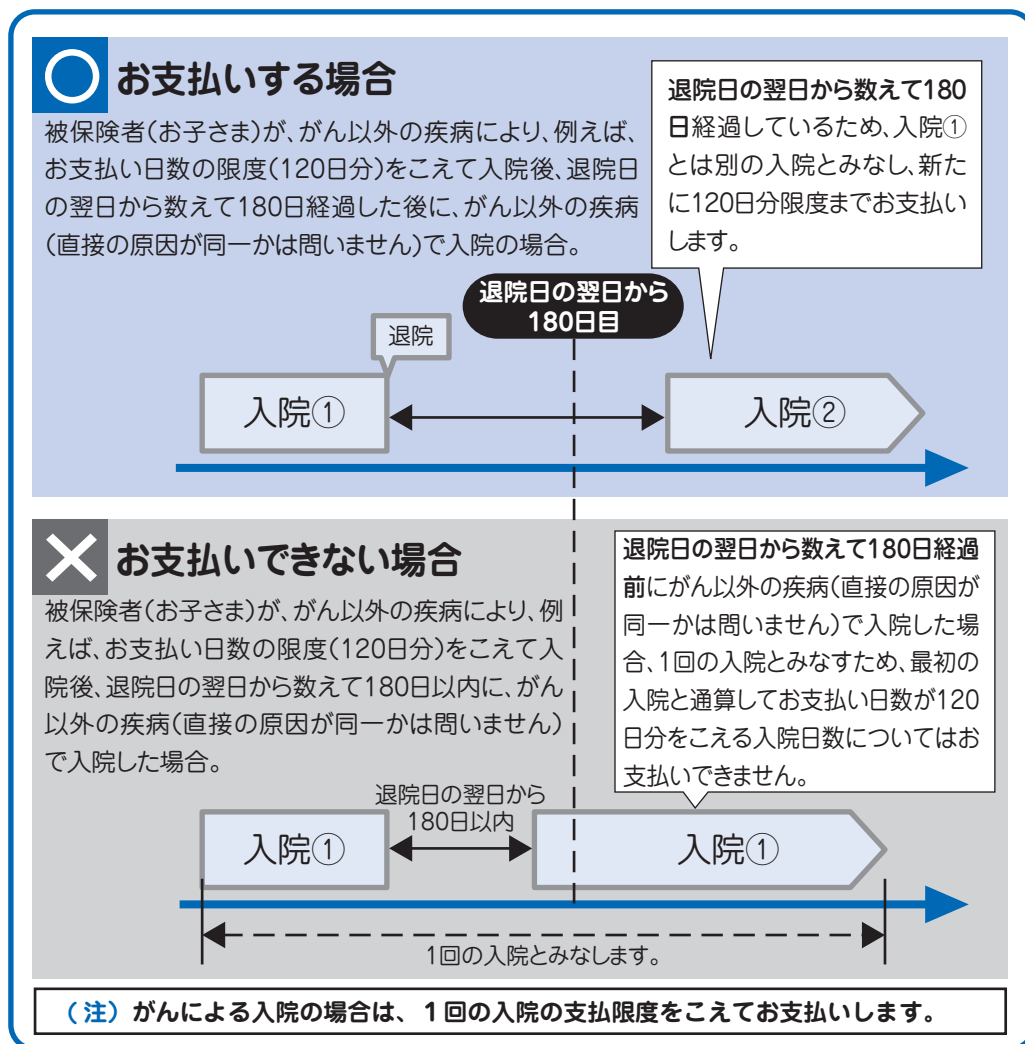
※関連する特約
こども保険入院特約

参照 136 ページ

こども保険入院特約
第6条

事例3 疾病入院給付金のお支払い～複数回の入院

<こども保険入院特約（120日型）を付加している場合>



○がん以外の疾病で2回以上の入院をされた場合、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の退院日の翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。

(例：支払限度の型が120日型の場合)

80日間がん以外の疾病により継続入院をした後に退院し、その後100日が経過し、再度がん以外の疾病(直接の原因が同一かは問いません)で60日間継続入院した場合、2回目の入院は40日分のお支払いとなります(20日分はお支払いの対象となりません)。

○がん以外の疾病による入院の退院日の翌日から、180日経過した後に再度がん以外の疾病(直接の原因が同一かは問いません)により入院した場合は、新たな入院(2回の入院)とみなします。

※関連する特約

こども保険入院特約、こども保険医療一時金特約

参照 135 ページ

こども保険入院特約
第5条

参照 161 ページ

こども保険医療一時
金特約第5条

事例4

就業不能育英年金のお支払い、保険料払込免除～所定の働けない状態

<就業不能保障付育英年金特約を付加している場合>

○ お支払いする場合

契約者が歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできない場合(介助が必要な場合)で、その状態が180日継続したとき。



所定の働けない状態(*)に該当するため、**就業不能育英年金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

契約者が歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできなかった(介助が必要)が、180日を経過する前に状態が改善し、自力でできるようになり、公的介護保険制度による要介護認定も受けていない場合。



所定の働けない状態(*)に該当しないため、**就業不能育英年金をお支払いできません。**

- 就業不能保障付育英年金特約を付加された場合、所定の働けない状態(*)になられたときは、就業不能育英年金をお支払いします。
 - こども保険総合保険料払込免除特約を付加されている場合、所定の働けない状態(*)になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- (*)所定の働けない状態とは、つぎのいずれかの状態に該当した場合です。
- ・当社の定める就業不能状態が、180日継続したと医師により診断されたとき
 - ・公的介護保険制度により要介護2以上と認定されたとき

※関連する特約

就業不能保障付育英年金特約、こども保険総合保険料払込免除特約

事例5 保険料払込免除～がん（悪性新生物）

<こども保険総合保険料払込免除特約を付加している場合>

○ 免除する場合

ご契約者が子宮頸がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「払込免除対象のがん」であった場合。



払込免除対象となるがんのため、**保険料のお払い込みが免除されます。**

× 免除できない場合

ご契約者が子宮頸がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」であった場合。



上皮内がんであるため、**保険料のお払い込みは免除されません。**

○こども保険総合保険料払込免除特約を付加されている場合、ご契約者が生まれて初めて約款に定める「悪性新生物（*）（肉腫や白血病などを含みます）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

（*）約款に定める「悪性新生物」とは、つぎのすべての要件を満たす必要があります。

- ・特約条項 別表1の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定める悪性新生物であること
 - ※非浸潤性がんの、上皮内がん、皮膚がん（基底細胞がん、有きょく細胞がんなど）ではないこと。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のがん、上皮内がんを除く）は、保険料のお払い込み免除の対象となります。
- ・責任開始期前を含めて、過去にがんに罹患したことがないこと
- ・責任開始日から起算して90日以内に罹患した乳がんではないこと

※関連する特約

こども保険総合保険料払込免除特約

参照 121 ページ

こども保険総合保険料払込免除特約第4条

参照 124 ページ

こども保険総合保険料払込免除特約別表1

用語のご説明

上皮内がん
上皮内がんとは、特定のがん（子宮頸がん、膀胱がんなど）の上皮細胞の内側にとどまっている初期の状態を表します。

事例6 感染症入院一時金のお支払い～こども感染症

<こども保険医療一時金特約を付加している場合>

○ お支払いする場合

被保険者(お子さま)が、当社所定のこども感染症であるインフルエンザと診断され、入院したとき



お支払い対象となるこども感染症のため、
感染症入院一時金をお支払いします。

× お支払いできない場合

被保険者(お子さま)が、当社所定のこども感染症には該当しない、ノロウイルスに感染し、入院したとき



当社所定のこども感染症に該当しないため、
感染症入院一時金をお支払いできません。

- こども保険医療一時金特約を付加された場合、特約条項に定めるこども感染症を発病したと医師に診断され、そのこども感染症を原因として入院した場合に、感染症入院一時金をお支払いします。
- こども感染症として支払対象となる病気、ならない病気の例は以下のとおりです。詳しくは、特約条項 別表2の「こども感染症」をご覧ください。

支払対象	支払対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザウイルスによるインフルエンザ ・麻疹(はしか) ・水痘(水ぼうそう) ・ムンプス(おたふく風邪) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ菌による肺炎 ・手足口病 ・ノロウイルス性胃腸炎 ・マイコプラズマ肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>

- 当社所定の入院をした場合、入院の原因がこども感染症であるかどうかにかかわらず、入院一時金をお支払いします。

※関連する特約
こども保険医療一時金特約

参照 168 ページ

こども保険医療一時金特約 別表2

事例7 死亡育英年金などのお支払い～告知義務違反による解除

<育英年金特約を付加している場合>

○ お支払いする場合

ご契約者がご契約前に慢性C型肝炎で通院治療していることを告知書で正しく告知されずにご加入、その1年後に慢性C型肝炎とは医学上重要な関係がない胃がんで亡くなられた場合。



告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に医学上重要な関係にないため、
死亡育英年金をお支払いします。

× お支払いできない場合

ご契約者がご契約前に慢性C型肝炎で通院治療していることを告知書で正しく告知されずにご加入、その1年後に慢性C型肝炎とは医学上重要な関係にある肝硬変で亡くなられた場合。



告知義務違反により契約は解除となり、
死亡育英年金はお支払いできません。

- ご契約に際し、ご契約者が、当社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始日（ご契約日・復活日など）から2年以内であればご契約を解除し、給付金などをお支払いできないことがあります（責任開始日から2年を経過していても、2年以内に給付金などの支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）。
- 死亡などが、解除の原因となった事実によらなかったときは、給付金などをお支払いします。
- ご契約が解除された場合には、解約払戻金をご契約者にお支払いしますが、通常は、解約払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなります。
- 営業職員に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反でご契約が解除となる場合があります。

参照 86 ページ

普通保険約款第 24 条

お申込みに際して

- ご契約の前には、必ず「契約概要（設計書）」、「意向についてのご確認画面、意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容についてご説明いたします。内容を十分ご確認のうえお申込みください。

【1】お申込みの流れ（イメージ）

お客様のご意向に沿った保険商品のご提案を行うための情報提供をいただきます（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。



お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを「契約概要（設計書）」で説明します。とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「契約概要（設計書）」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- ② 記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること



「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款」（Web版または冊子版から選択できます。冊子版の場合、原則後送となります。）を提供します。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向についてのご確認画面」または「意向把握・意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。

注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意ください事項が記載されていること
- ② 保険金・給付金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること



お申込み手続き画面または申込書によりお手続きいただきます（その後、第1回保険料充当金をお払い込みいただきます）。

【2】 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【3】 当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約の内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

(例) ・保険契約の復活 など

参照 65 ページ

効力を失ったご契約の復活について

- 当社では、ご契約内容の変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【4】 責任開始期について

1. 営業職員経由でお申込みの場合

- 新たにお申込みいただいた契約の引受けを当社が承諾した場合、つぎの①と②のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
 - ①告知時（告知手続き画面への入力時・告知書への記入時）
 - ②第1回保険料充当金の受取時（*1）

（*1）第1回保険料充当金の受取時(当社が受け取ったとみなす時期)は払込方法ごとにつぎに定める時となります。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
現金	当社職員が受け取った時
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時

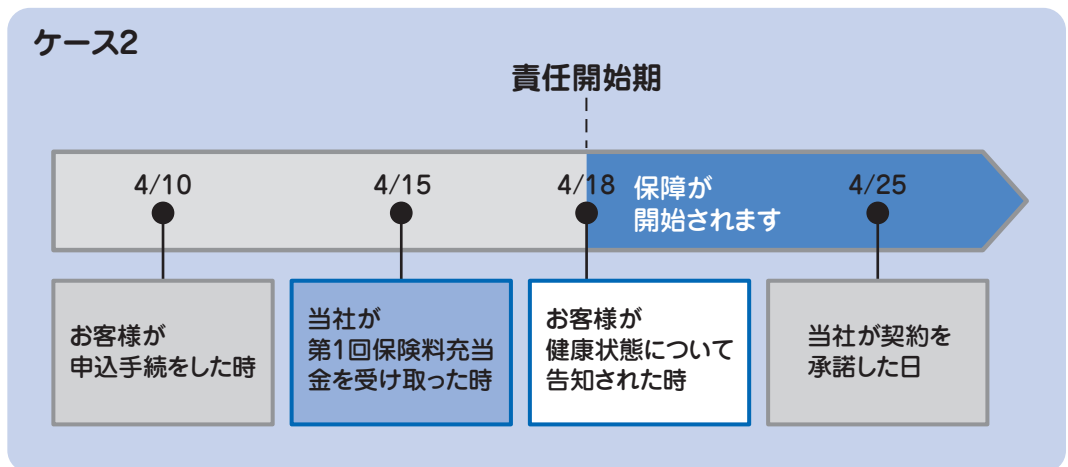
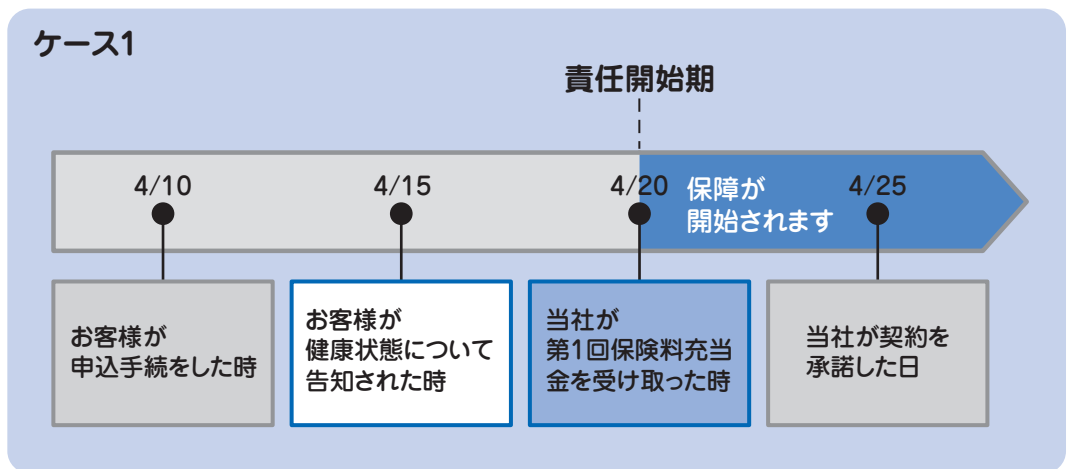
参照 79 ページ

普通保険約款第3条

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
クレジットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時 (* 2)
当社保険契約の満期保険金などの 支払金からの差引	保険期間満了日の翌日
当社保険契約の年金からの差引	年金支払開始日 (第1回の年金支払日)
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

(* 2) 当社がクレジットカードの有効性などを確認した時(所定の払込手続き画面上に決済完了メッセージが表示された時)を指します。

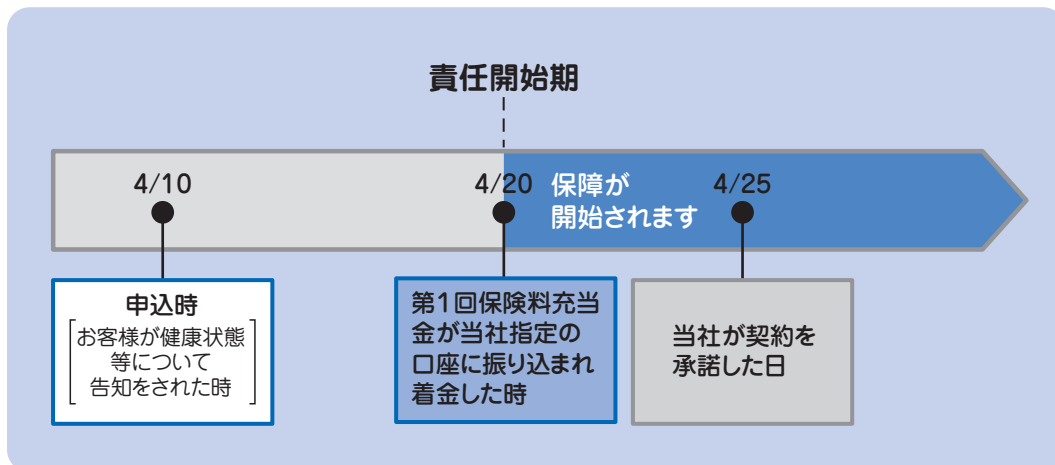
●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



2. 法人募集代理店経由でお申込みの場合

●第1回保険料をお振込みされた場合

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料充当金が当社指定の口座に振り込まれ着金した時から保険契約上の責任を負います。責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



【5】 保険証券について

- ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【6】 お申込みの手続

- お申込みの契約内容について、ご契約者ご自身がお申込み手続き画面または申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。なお、申込書によるお手続きの場合は、署名または押印願います。
- 告知書は、ご契約者または被保険者がご自身で正確にご記入（告知）をお願いします。
 - ※告知書とは、告知書面または告知手続き画面をさし、告知とはこれらに記入または入力することをさします（以下同様とします）。

【7】告知に関するご注意点について

1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、**ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。**生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（お申込み手続き画面または申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 診査を行うご契約の場合には、当社指定の医師（当社が指定する生命保険面接士は医師ではありません）がご契約者・被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねしますので、同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社（当社所定の書面（「告知書」）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。**生命保険募集人（募集代理店等を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がないので、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。**必ず、ご契約者ご自身で告知書にご記入ください。また、所定の特約を付加された場合には、被保険者の健康状態について告知が必要となります。

2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、**故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（契約日・復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約（特約のみの場合を含みます）を解除することがあります。**
 - ・責任開始日（契約日・復活日など）から2年を経過していても、給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。（ただし、「給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります。）この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- ※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症な

参照 86 ページ

普通保険約款第 23 条、24 条、26 条

どについて故意に告知をされなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。**

この場合、

- ・ **責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります）。**
- ・ **すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。**

〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合(詐欺による取消)
具体的な内容（例）	1年前に胃潰瘍で入院したことを告知しなかった。	加入直前に、胃がんと診断（本人了知）され、手術したことを、故意に（わざと）告知しなかった。
解除・取消される期間	責任開始日（契約日・復活日など）から2年以内	責任開始日から2年以上経過していても取消となる場合があります。
解除・取消したときの給付金など	お支払いできません。（ただし、支払事由と解除原因に因果関係がなければお支払いすることがあります）	お支払いできません。
お払い込みいただいた保険料	お返ししません。（解約払戻金をお支払いします）	お返ししません。（解約払戻金もお支払いしません）

！ご注意

- 新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
 - ・ 他の保険契約からの乗換え
 - ・ 復活時
 - ・ 特約の中途付加時

参照 54 ページ

新たな保険契約への乗換えについて

参照 86 ページ

普通保険約款第 25 条

3. 当社が告知義務違反による解除ができない場合

- つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
 - ・ 保険契約の締結または復活の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - ・ 生命保険募集人（募集代理店を含みます）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

- 告知に関するお問い合わせ窓口
「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 契約査定課

電話番号：0120-506-376（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～17時

（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

【8】契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容等についてご確認させていただく場合があります。

【9】保険料払込時のご注意

1. 営業職員経由でお申込みの場合

- 第1回保険料に充当する金額

- ・当社の営業職員につぎの払込方法によりお払い込みいただく際は、つぎのお取り扱いとなります。

払込方法	お取り扱い
現金	当社が領収した旨をご契約者の指定する携帯電話にショートメッセージサービス（SMS）で送信または固定電話等にFAXにて送信させていただきますので、ご確認ください。 ショートメッセージサービス（SMS）またはFAXをご利用できない場合などには、「第1回保険料充当金領収証」を発行します。
デビットカード クレジットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。

- つぎの払込方法では、「第1回保険料充当金領収証」の発行等を行いません。

- ・ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より第1回保険料充当金を差し引く場合（第1回保険料充当金は、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください）
- ・口座振替により第1回保険料充当金をお払い込みいただく場合

- 第2回以後の保険料

口座振替扱契約の場合、当社指定の金融機関等の中からご契約者が原則ご本人名義の口座をご指定ください。ご指定の口座より自動的に保険料が当社に払い

込まれます。

2. 法人募集代理店経由でお申込みの場合

払込方法	お取扱い
口座振込扱	所定の日までに当社指定の口座にお振り込みください。

【10】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●クーリング・オフの取扱期間

お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます)は、つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。

お申込み経路	起算日
営業職員	●つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ(注意喚起情報)>(*1) または「クーリング・オフ制度について記載した書面>(*1)の交付日のいずれか早い日 ②保険契約の申込日 ③第1回保険料充当金の払込日(*2)
法人募集代理店	●つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ(注意喚起情報)(*1)の交付日 ②保険契約の申込日 ③当社指定口座に第1回保険料が振り込まれ着金した日

(*1) 保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

(*2) 払込日は、払込方法ごとにつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
現金	領収日
デビットカード	ご利用日
クレジットカード	ご利用日
当社保険契約の満期保険金などのお支払金からの差引	当社保険契約の満期保険金などの支払日

払込方法	払込日
当社保険契約の年金からの差引	当社保険契約の年金（第1回）の支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱支社または太陽生命本社（※）あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

- ①お申込みを撤回等する旨
- ②お申込みいただいた商品名
- ③保険契約の申込日
- ④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

① 私は下記の保険契約の申込みの撤回を行います。

② 商品名 ○○○○○

③ 申込日 ○月○日

④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○

 電話番号 ○○○-○○○-○○○

申込者（契約者） ○○ ○○

お申込者（ご契約者）ご自身がお署名ください。

- ※法人募集代理店経由でお申込みの場合は、太陽生命契約課あて発信してください。

〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18
太陽生命保険株式会社 契約課 行

- お申込みの撤回等をされた場合には、お申込み時に当社が受領（後日振替となった場合を含みます）した金額があるときは、その金額をお返しします。
- 当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ ご注意

- つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
 - ① 法人契約
 - ② 債務履行の担保のための保険契約
 - ③ 既存の保険契約の内容変更（満期祝金額の減額など）に関する取扱い
 - ④ 特約の中途付加

【11】新たな保険契約への乗換えについて

現在ご加入の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、つぎのように不利益となることがありますので、ご注意ください。

● 現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

- ・ 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです（一時払の場合を除きます）。
- ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。

● 新たな保険契約を申し込む場合の留意事項

- ・ 「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算点として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・ **告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引き受けができないことがあります。また、その告知をされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。**
- ・ 新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢等により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご加入の保険契約と異なることがあります。
- ・ 新たな保険契約の責任開始日から起算して2年以内に保険契約者が自殺した場合などは、保険料のお払い込みを免除しません。
- ・ 詐欺による保険契約の取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【12】元本欠損について（お受取額とお払込保険料累計額との関係）

- この保険は、主に被保険者（お子さま）の教育資金などを計画的にご準備いただくことを目的とした保険です。その保険料の一部は、被保険者の死亡保障、ご契約者が死亡された場合などの保険料払込免除の保障や生命保険の運営に必

要な経費などにあてられます。したがって、将来受け取られる学資金、満期祝金の合計額は、通常、払込保険料累計額を下回ります。

【13】個人情報のお取扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

なお、当該個人情報は既に取得しているものも含まれます。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

- ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合

提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供

を受けることもあります。

- ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めています。）
- ③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
- ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）
- ⑤団体（集団）扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱いの詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

！ご注意

- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【14】本人特定事項等の確認について

- 当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【15】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提

供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

3. 保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

- 共同して利用する個人データ
 - (1) 太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払いに関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
 - (2) その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報
- 共同利用者の範囲
太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所
- 共同利用における利用目的
 - (1) 当社商品・サービスの充実
 - (2) その他上記に関連・付随する業務
- 個人データの管理について責任を有する者の名称
太陽生命保険株式会社

●共同利用者における個人データの取扱

株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。 <https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/>

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

【16】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【17】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

(* 1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

(* 2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

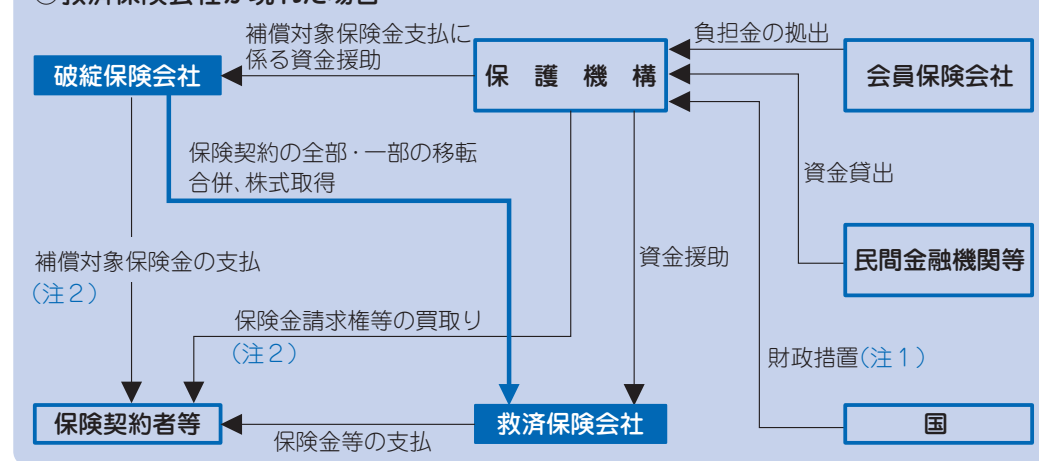
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(* 3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

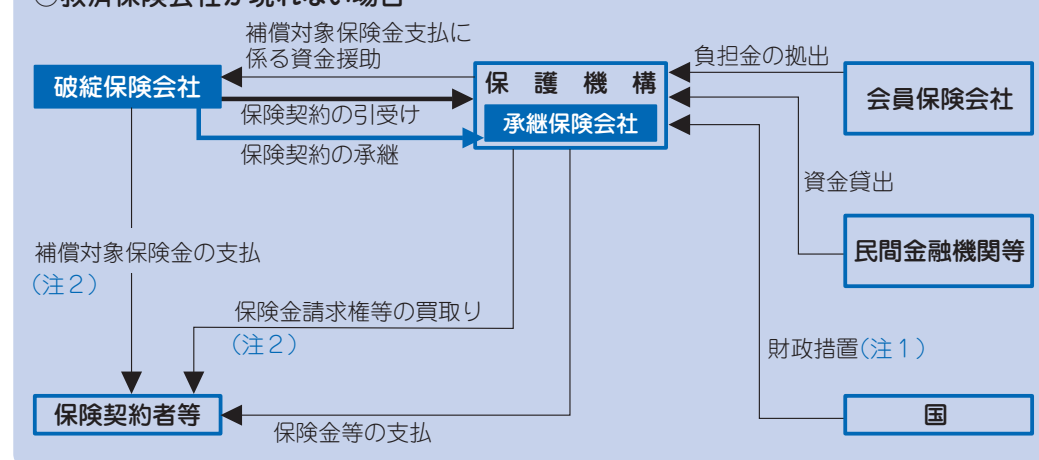
(* 4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお払い込みください。お払い込みにはつぎのような方法があります。

1. 口座振替によるお払い込み

- 当社指定の金融機関等の、保険契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

2. 送金によるお払い込み

- 口座振替によるお払い込みができない場合に、郵便振替等で保険料をお払い込みいただく方法です。
あらかじめ当社から「お払い込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、もよりの郵便局または当社提携先のコンビニエンス・ストアからお払い込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

3. 団体によるお払い込み

- 集団・団体契約の場合に、勤務先団体を経由してお払い込みいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

4. 店頭によるお払い込み

- もよりの支社または本社に持参してお払い込みいただく方法です。

◆保険料をまとめて払い込む方法

保険料をまとめてお払い込みいただける制度として、つぎのような制度があります。

■前納

- ・まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）はいったん保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
- ・当月分を含めて6ヵ月分以上お払い込みいただくときは所定の割引があります。
- ・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、**前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されず**（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。

参照 83 ページ

普通保険約款第 14 条、15 条

参照 177 ページ

保険料口座振替特約

参照 84 ページ

普通保険約款第 16 条

お願い

- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合は、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。この場合、新たなお払い込み方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、もよりの支社または本社にてお払い込みください。

！ご注意

- つぎの場合により保険料のお払い込み方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
 - ・口座振替扱から送金扱に変更されたとき
 - ・退職などにより所属する団体・集団から脱退されたとき など
- 中途付加された特約の第2回以後の保険料は、中途付加する前のご契約の保険料とともにお払い込みいただきます。

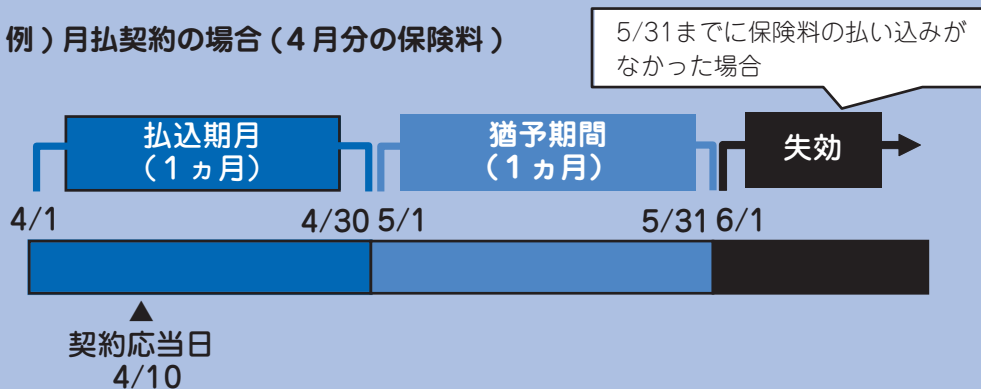
【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月にお払い込みください。払込期月にご都合のつかない場合は、猶予期間中にお払い込みください。**保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といえます）。**
- 保険料お払い込みの猶予期間は「払込期月の翌月初日から末日まで」です。

参照 84 ページ

普通保険約款第 17 条、18 条

（例）月払契約の場合（4 月分の保険料）



！ご注意

- 失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万が一ご契約の効力がなくなった場合でも**失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**
- ご契約を復活する際のお手続きは、つぎのとおりです。
 - ・あらためて告知または医師の診査をしていただきます。
 - ※被保険者(お子さま)自身の傷害または疾病を保障する特約が付加されていない場合、被保険者(お子さま)について、告知は不要です。
 - ・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括で払い込んでいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したため	お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料
保険料の自動振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたため	当社所定の方法により計算した金額

！ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合は、復活できません。
 - ・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・すでに解約払戻金を請求されているとき
 - ・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき
- 営業職員には、復活を承諾する権限はありません。

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

保険料の自動振替貸付（当社が保険料をお立て替えする制度）

- お払い込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、払い込むべき保険料（*1）と利息の合計額が解約払戻金（*2）の範囲内であれば、猶予期間満了時に当社が自動的に払い込むべき保険料をお立て替えします（あらかじめ希望されな

参照 85 ページ

普通保険約款第 21 条

参照 85 ページ

普通保険約款第 19 条

い旨のお申し出があったときは、このお取扱いはいたしません)。

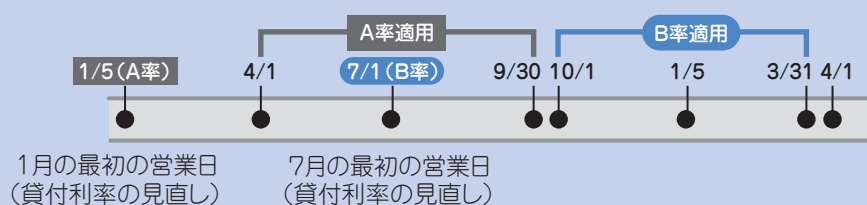
(※1) 払い込むべき月以後2ヵ月分の保険料となります。

(※2) 自動振替貸付が適用され保険料のお払い込みがあったものとして計算した金額となります。また、すでに自動振替貸付または契約者貸付が行われている場合には、それらの元利金の合計額を差し引いた金額となります。

- お立て替えとなった場合には、集団月払特別取扱特約、団体月払特別取扱特約および保険料口座振替取扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱の保険料率に変更され、その保険料率を基準にお立て替えします。
- 保険料がお立て替えとなった場合でも、猶予期間の満了日の翌日から起算して2ヵ月以内に、解約、基準学資金額および満期祝金額の減額または払済保険への変更のいずれかの請求があったときは、保険料のお立て替えを行わなかったものとしてお取り扱いします。
- この制度は、保険料の貸付制度であり利息をお客様に負担いただきます。利息は当社所定の利率で複利計算します。
この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、つぎの日から変更後の利率を適用します。

	1月見直しの場合	7月見直しの場合
新たにお立て替えを行うとき	4月1日	10月1日
すでにお立て替えを行っているとき	4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日	10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日

● 貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

- 自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でもよりの支社または当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にお申し出ください。自動振替貸付を取り扱わない場合、猶予期間満了後にはご契約の効力はなくなります。

！ご注意

- **貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。**
- 自動振替貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。ご返済は、全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
- 自動振替貸付および契約者貸付の貸付元利金の合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。**万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**
- 学資金・満期祝金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、基準学資金額および満期祝金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

2. 途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

払済保険への変更

- 将来の保険料のお払い込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、払済保険に変更できます。
- 払済保険に変更後は、学資金のお支払い、保険料の払込免除はなくなります。
- 払済保険へ変更すると主契約に付加した各種特約は消滅します。
 - * 払済保険とは、通常、保険料払込済の元の保険と同じ種類の保険をいいます。
 - * 払済保険への変更は有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
 - * 当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

3. 保険料の負担を軽くしたいとき

基準学資金額および満期祝金額の減額

- 基準学資金額および満期祝金額を少なくして以後の保険料を少なくします。
 - * 基準学資金額および満期祝金額の減額は有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
 - * 当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

【5】 お金が入用ときの貸付制度(契約者貸付)について

途中でお金が入用ときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上）。 (注) 払込年数等によりお貸付できる金額は異なります。 ご契約後短期間の場合などはお貸付できないこともあります。
---------	---

参照 87 ページ

普通保険約款第 29 条

参照 87 ページ

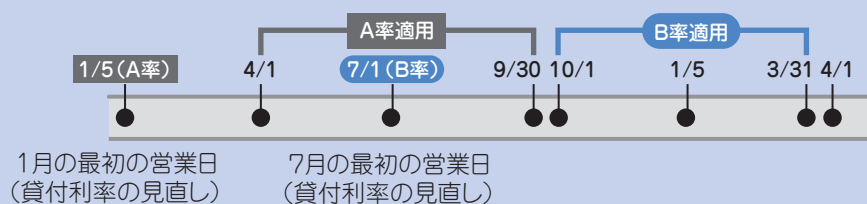
普通保険約款第 28 条

参照 88 ページ

普通保険約款第 31 条

利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	学資金・満期祝金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、基準学資金額および満期祝金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付および自動振替貸付の貸付元利金の合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。
万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

【6】 保険契約者・住所等の変更や証券紛失

1. 保険契約者・後継保険契約者の変更

- ご契約者は、離婚により保険契約者が被保険者の親権者でなくなったときなど当社が特別な理由があると認めたとときにかぎり、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。この場合、当社所定の金

額を授受し、将来の保険料を改めます。

保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（後継保険契約者を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により当社所定の範囲内で後継保険契約者を変更することができます。
 - ※後継保険契約者を変更する場合は、当社所定の請求書等を当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、後継保険契約者を変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。
 - ※後継保険契約者については、「特長としくみ」の「【1】「わくわくポッケ」の特長としくみ」の「3. 後継保険契約者について」をご覧ください。

！ ご注意

- つぎの場合などには、保険契約者の変更はできません。
 - ・新たに保険契約者となる者が被保険者を扶養する父母または3親等内の親族ではないとき
 - ・新たに保険契約者となる者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
 - ・保険料の払い込みが免除されているとき
- 遺言による後継保険契約者の変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

2. 指定代理請求人による請求に関する特則の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人による請求に関する特則の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所・ご契約者の変更などの手続き

- つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ご契約者・被保険者・後継保険契約者などが改姓または改名されたとき
 - ・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
 - ・住所の変更
 - ・保険証券の再発行

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【7】ご解約と解約払戻金について

1. 解約について

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡給付金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくにご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡給付金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

2. 解約した場合の特約の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

- ・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
- ・お払い込みが困難なとき・・・満期祝金額等の減額等があります。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から保険契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

参照 87 ページ

普通保険約款第 27、
30 条

【8】契約者配当金について

- この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

【9】ご契約後の保障見直しについて

1. 特約の中途付加

つぎの特約については、ご契約後、当社所定の範囲内で途中で付加することができます。

(付加できる特約は、お申し出時の当社の取扱状況によって異なることがあります。)

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・こども保険入院特約 | ・こども保険手術特約 |
| ・こども保険医療一時金特約 | ・こども保険総合保険料払込免除特約 |

！ご注意

- 中途付加する特約の保険料は**特約を付加するときのご契約者・被保険者の年齢・性別・保険料率などにより計算**します。
- 特約の中途付加をご利用いただく際は、**あらためて告知・診査が必要**となります。詳しくは、「告知に関するご注意点について」をご覧ください。
- つぎの場合には、特約の中途付加は取扱いません（作成月現在）。
 - ・失効中
 - ・払済保険への変更後
 - ・保険料の払込免除中
 - ・保険料の振替貸付中
 - ・支払保留中（質権設定中、債権差押、契約者申出など）
 - ・すでに同じ種類の特約が付加されている場合

2. 特約を中途付加された場合の責任開始期

- 中途付加をお申込みいただいた特約を当社がお引き受けすることを決定した場合には、特約の第1回保険料に相当する金額を当社担当者（生命保険募集人）が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から特約上の責任を負います。

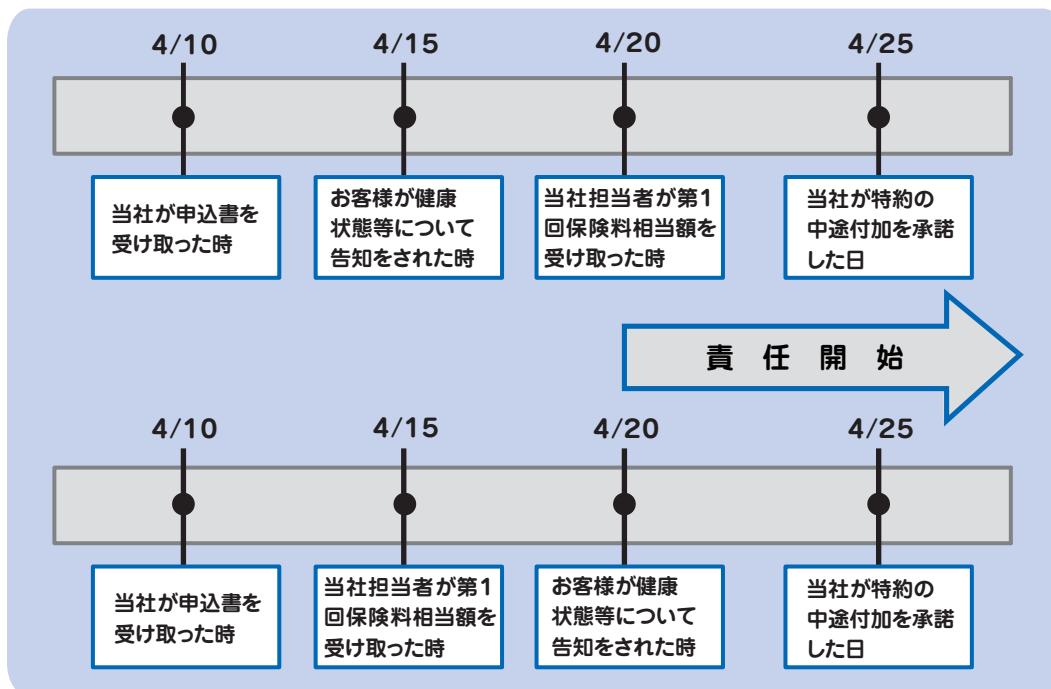
参照 91 ページ

普通保険約款第 41 条

参照 49 ページ

告知に関するご注意点について

- 責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



【10】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社にご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(*)を債権者等に支払う(介入する)ことにご契約者を継続することができます。
 - (*)解約払戻金相当額とは、債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

参照 89 ページ

普通保険約款第 36 条

税金について

！ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間正味払込保険料（*1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。
（*1）年間正味払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料から、その年に支払われた契約者配当金を差し引いたものです。（以下同様とします）
- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項目	内容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎりませす。
対象となる保険料	・年間正味払込保険料の合計額です。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■所得税の所得控除額

- 一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

■住民税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱いとなります。

【2】給付金等の税法上のお取扱い

1. 給付金等の非課税扱い

- つぎの年金・給付金等は、一般的に税金がかかりません。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ・高度障害育英年金 | ・就業不能育英年金 |
| ・災害入院給付金 | ・疾病入院給付金 |
| ・手術給付金（放射線治療給付金を含みます） | |
| ・入院一時金（感染症入院一時金・骨折治療給付金を含みます） | |

2. 学資金・死亡給付金等の税法上のお取扱い

[主契約による学資金・満期祝金・死亡給付金をお受け取りのとき]

名称	受取人	課税の種類
・学資金 ・満期祝金	保険契約者（*1）	所得税（一時所得）
・死亡給付金	保険契約者（*1）	所得税（一時所得）（*2）

（*1）保険契約者が死亡されたときは、後継保険契約者となります。

（*2）後継保険契約者が被保険者（お子さま）の場合は、死亡給付金の受取人は法定相続人となり、相続税の対象として課税されます。

[育英年金特約・就業不能保障付育英年金特約による死亡育英年金をお受け取りのとき]

名称	受取人	課税の種類	
		保険契約者死亡による 受給権取得時	毎年の受取時
死亡育英年金	後継保険契約者	相続税 (* 3)	所得税 (雑所得) (* 4)

(* 3) 年金を受け取ることとなった税法上の権利の評価額について、課税されます。なお、後継保険契約者が相続人の場合は、所定の金額までは非課税扱となります。

(* 4) 第1回の死亡育英年金は全額非課税で、第2回以後の死亡育英年金は非課税部分が徐々に減少する取扱いとなります。

！ ご注意

- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】給付金等を支払わない場合

名称	免責事由
死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者(保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします)の故意 ・戦争その他の変乱 (* 1)
死亡育英年金	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日から起算して2年以内の保険契約者の自殺 (* 2) ・後継保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱 (* 1)
高度障害育英年金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・保険契約者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 (* 1)
就業不能育英年金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・保険契約者の犯罪行為 ・保険契約者の薬物依存 ・戦争その他の変乱 (* 1)
災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金 入院一時金 骨折治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者(保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします)の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存 (* 3) ・地震、噴火または津波 (* 1) ・戦争その他の変乱 (* 1)

(* 1) 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

(* 2) 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、死亡育英年金をお支払いすることがありますので、当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にお問い合わせください。

(* 3) 災害入院給付金を除きます。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

- 約款に規定されたつぎの**免責事由**に該当された場合は、保険契約者が保険料払込期間中につぎの払込免除事由に該当していても、保険料のお払い込みを免除することはできません。

◆こども保険総合保険料払込免除特約が付加されていない場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
死亡されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日から起算して2年以内の保険契約者の自殺（*1） ・後継保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱（*2）
所定の高度障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・保険契約者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（*2）
不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・保険契約者の犯罪行為 ・保険契約者の精神障害を原因とする事故 ・保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 ・保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（*2） ・戦争その他の変乱（*2）

◆こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
死亡されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日から起算して2年以内の保険契約者の自殺（*1） ・後継保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱（*2）
所定の高度障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・保険契約者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（*2）

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
就業不能状態または要介護2以上の状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 保険契約者の犯罪行為 ・ 保険契約者の薬物依存 ・ 戦争その他の変乱 (* 2)
所定の身体障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 保険契約者の犯罪行為 ・ 保険契約者の薬物依存 ・ 保険契約者の精神障害を原因とする事故 ・ 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
所定の疾病障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波 (* 2) ・ 戦争その他の変乱 (* 2)

(* 1) 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、保険料のお払い込みを免除することがありますので、当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にお問い合わせください。

(* 2) 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払い込みを免除することがあります。

無配当こども保険（17）普通保険約款

2020年4月1日改正

（この保険の趣旨）

この保険は、お子様を扶養される方を保険契約者とし、お子様を被保険者として、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 学資金

被保険者が所定の年齢に達した直後の10月1日に生存しているときに、保険契約の型に応じて、所定の学資金をお支払いします。

(2) 満期祝金

被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。

(3) 死亡給付金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

保険契約者が保険料払込期間中に死亡もしくは所定の高度障害状態に該当したとき、または不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	学資金、満期祝金または死亡給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合の保険契約については、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。

2. 保険契約者

（保険契約者の範囲）

第2条 保険契約者は、原則として被保険者を扶養する父母またはその他の親族とし、会社の定めた年齢の範囲内の者にかぎりまます。

3. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（保険契約者に関する告知（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者および被保険者に関する告知とします。）前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名
 - (3) 被保険者の氏名

- (4) 後継保険契約者の氏名その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
- (6) 保険期間
- (7) 基準学資金額および満期祝金額ならびにその支払方法
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

4. 保険契約の型

（保険契約の型）

第4条 保険契約者は、保険契約の締結の際、次条に定める学資金の支払内容に応じて、I型またはII型のいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

- ② 前項に規定する保険契約の型の変更は取り扱いません。

5. 学資金、満期祝金および死亡給付金の支払ならびに免責事由

（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う学資金、満期祝金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額		受取人
学資金	被保険者がつぎの満年齢に達した日の直後の10月1日に生存しているとき	保険契約の型に応じて、基準学資金額に つぎの割合を乗じて得た金額		保険契約者
		I型	II型	
		14歳6か月	-	
	17歳6か月	100%	100%	
満期祝金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期祝金額		
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表1に定める死亡給付金額		

（死亡給付金の免責事由）

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者としてします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払に関する補則）

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 被保険者が保険期間中に死亡した場合（前項の規定により被保険者が死亡したものと認めた場合を含みます。）は、保険契約はその死亡した時に消滅します。
- ③ 保険契約者と被保険者が死亡し、かつ、その死亡の先後が明らかでない場合には、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を保険契約者に支払います。
- ⑥ 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者としてします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑦ 満期祝金または死亡給付金を支払う際に、第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

(学資金の自動据置)

第8条 学資金は、支払事由が生じた時から、会社の定める利率による利息をつけて自動的に据え置きます。

- ② 前項の規定により据え置いた学資金は、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
- ③ 第1項の規定により学資金を据え置く際に、第19条(保険料の振替貸付)または第31条(保険契約者に対する貸付)による貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

(満期祝金および死亡給付金の支払方法の選択)

第9条 保険契約者は、満期祝金または死亡給付金(満期祝金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。)の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、分割払または据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により分割払または据置払の取扱をするときは、会社の定める率による利息を付加します。
- ③ 会社は、分割払における第1回支払の際または据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者は、第1項の規定により分割払または据置払の方法を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の変更を取り扱いません。
- ⑤ 第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

(学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

第10条 死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 学資金を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を提出してください。
- ④ 学資金、満期祝金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第26条(重大事由による解除)第1項第3号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または後継保険契約者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑦ 第5項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または後継保険契約者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡給付金を支払いません。
- ⑧ 第5項または第6項に掲げる事項の確認を行う場合、その死亡給付金を請求した者に通知します。

6. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条 この保険契約において払込を免除する保険料は、つぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 保険契約者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき	
(3) 保険契約者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害状態（別表4）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第3号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 保険契約者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 ウ. 責任開始期前に保険契約者の自覚がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、保険料の払込免除事由の発生日の翌日以後、保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険契約者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、保険料の払込を免除します。
- ⑥ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、つぎの各号の規定は適用しません。
- (1) 第28条（基準学資金額および満期祝金額の減額）
 (2) 第29条（払済保険への変更）
 (3) 第32条（保険契約者の変更）
- ⑦ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条 保険契約者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
死亡	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態（別表3）	(1) 保険契約者の故意 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱
身体障害状態（別表4）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

- ② 保険契約者が戦争その他の変乱により死亡もしくは高度障害状態に該当した場合または地震、噴火、津波もしくは戦争その他の変乱により身体障害状態に該当した場合でも、それらの原因により死亡または高度障害状態もしくは身体障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、またはその一部の払込を免除することがあります。
- ③ つぎの各号のいずれかにより保険契約者が死亡し、保険料の払込が免除されないときは、後継保険契約者は、会社が指定した日までに保険契約者を新たに指定することを要します。この場合、第32条（保険契約者の変更）の規定を準用します。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の保険契約者の自殺
(2) 戦争その他の変乱
- ④ 前項の場合、後継保険契約者が会社の指定した日までに新たに保険契約者を定めないときは、会社は、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものと取り扱い、後継保険契約者に責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を支払います。
- ⑤ 後継保険契約者が故意に保険契約者を死亡させたことにより保険料の払込が免除されないときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 後継保険契約者が被保険者と異なるとき
被保険者は、第32条（保険契約者の変更）の規定を準用して、新たな保険契約者を指定することを要します。この場合、被保険者が会社の指定した日までに新たに保険契約者を定めないときは、会社は、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものと取り扱い、被保険者に責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を支払います。
- (2) 後継保険契約者が被保険者であるとき
会社は、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものと取り扱い、保険契約者の法定相続人に責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を支払います。

（保険料の払込免除の請求）

- 第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または後継保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。

7. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第14条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。

- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第17条（保険料払込の猶予期間）第3項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

第15条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎりです。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎりです。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第17条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
 - ③ 第1項第2号の方法による場合、第17条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
 - ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
 - ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
 - ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりです。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

8. 保険料の前納

（保険料の前納）

第16条 保険契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ 保険契約が消滅した場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、第12条（保険料の払込を免除しない場合）第4項および第5項の規定により保険契約が消滅し責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を払い戻すときは、責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）とともに後継保険契約者に払い戻します。

9. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第17条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きします。
- ③ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第18条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、第30条第1項の解約払戻金を請求することができます。

10. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第19条 保険料が第17条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第4項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した第30条第1項の解約払戻金額
 - (2) すでに第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、その元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社所定の利率で計算します。
 - (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ④ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
 - (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑤ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、第7条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払に関する補則）第7項および第8条（学資金の自動据置）第3項の規定によるほか、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 基準学資金額および満期祝金額を減額したとき

(保険料の振替貸付の取消)

第20条 前条の規定により保険料の振替貸付が行われた場合でも、その振替貸付が行われた日の翌日から起算して2か月以内に、保険契約者からつぎの各号のいずれかの請求があったときは、会社は、その振替貸付（すでに全額返済された振替貸付を除きます。）を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 保険契約の解約
- (2) 基準学資金額および満期祝金額の減額
- (3) 払済保険への変更

11. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第21条 保険契約者は、保険契約が失効した日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、第18条（保険契約の失効）の規定により解約払戻金を請求したときは、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 第18条（保険契約の失効）の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第31条（保険契約者に対する貸付）第5項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に前2項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 前2項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（保険契約者に関する告知（付加されている特約において、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者および被保険者に関する告知とします。）前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 保険契約を復活した場合、保険契約の失効後復活するまでの間に学資金の支払事由が生じていたときは、会社は、学資金をその受取人に支払います。
- ⑦ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

12. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第22条 保険契約の締結、復活または保険契約者の変更に際して、保険契約者、被保険者または後継保険契約者に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活または保険契約者の変更の際の詐欺の場合には、復活または保険契約者の変更を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または保険契約者の変更を行ったときは、保険契約を無効（復活または保険契約者の変更の場合には、復活または保険契約者の変更を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

13. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第23条 保険契約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が保険契約者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第24条 保険契約者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができません。

② 会社は、保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③ 前項の規定にかかわらず、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または後継保険契約者が証明したときは、会社は、保険料の払込を免除します。

④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

⑤ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第30条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第25条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

(1) 保険契約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき

(5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。

② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったものとしても、保険契約者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第26条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者（保険契約者が死亡したことによる保険料の払込免除の場合は保険契約者を除きます。）、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または後継保険契約者がこの保険契約の死亡給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による死亡給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、後継保険契約者または被保険者に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第30条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 会社は、支払事由が生じた満期祝金または死亡給付金について第9条（満期祝金および死亡給付金の支払方法の選択）の規定により据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「満期祝金または死亡給付金の受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4項中、「第30条第1項の解約払戻金」とあるのは「据え置かれていた満期祝金もしくは死亡給付金（満期祝金もしくは死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による満期祝金もしくは死亡給付金の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

14. 解約

（解約）

第27条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第30条第1項の解約払戻金を請求することができます。

15. 保険契約内容の変更

（基準学資金額および満期祝金額の減額）

第28条 保険契約者は、将来に向かって、基準学資金額および満期祝金額を減額することができます。ただし、減額後の基準学資金額および満期祝金額が会社の定める金額に満たないときは、基準学資金額および満期祝金額の減額を取り扱いません。

- ② 基準学資金額または満期祝金額が減額されたときは、基準学資金額または満期祝金額は同じ割合で減額されるものとして扱います。
- ③ 基準学資金額および満期祝金額の減額をするときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 基準学資金額および満期祝金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ⑤ 基準学資金額および満期祝金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（払済保険への変更）

第29条 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の満期祝金額が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

- ② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 払済保険の保険期間の満了する日は、変更前の保険期間の満了する日と同一とします。
- (2) 払済保険への変更後の満期祝金額は、第5条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）の支払金額に関する規定にかかわらず、変更時の解約払戻金額（第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引きます。）にもとづいて定めます。
- (3) 払済保険への変更後の死亡給付金額は、第5条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）の支払金額に関する規定にかかわらず、払済保険の経過した年月数によって計算した責任準備金に相当する金額とします。
- (4) 第5条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）および第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、学資金の支払および保険料の払込免除はありません。

- (5) 前条の規定にかかわらず、払済保険への変更後は、満期祝金額の減額は取り扱いません。
- ③ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ④ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

16. 払戻金

（解約払戻金）

- 第30条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、払済保険に変更された保険契約および保険料払込期間の満了した保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
 - ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定を準用します。

17. 保険契約者に対する貸付

（保険契約者に対する貸付）

- 第31条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
- (1) 前条第1項の解約払戻金額のうち会社の定める範囲内の金額
 - (2) すでに第19条（保険料の振替貸付）または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
 - ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
 - ④ 第7条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払に関する補則）第7項および第8条（学資金の自動据置）第3項の規定によるほか、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 基準学資金額および満期祝金額を減額したとき
 - ⑤ 第19条（保険料の振替貸付）および本条による貸付金の元利合計額が前条第1項の解約払戻金額をこえたときは、保険契約は効力を失います。

18. 保険契約者および後継保険契約者の変更

（保険契約者の変更）

- 第32条 保険契約者は、会社が特別な理由があると認めたときにかぎり、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 本条の変更をするときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
 - ④ 前項の金額を返還する際に、第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引きます。
 - ⑤ 会社が保険契約者の変更を承諾したときは、つぎの時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 第3項の金額の払込を要しない場合
新たに保険契約者となるべき者に関する告知の時
 - (2) 第3項の金額の払込を要する場合
その金額を受け取った時（新たに保険契約者となるべき者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
 - ⑥ 本条の変更がされたときは、保険証券に表示します。
 - ⑦ つぎのいずれかの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 第2条（保険契約者の範囲）に定める範囲に該当しないとき
 - (2) 保険料の払込が免除されているとき

（後継保険契約者の指定および変更）

- 第33条 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者または被保険者の父母もしくはその他の親族のうちから1人を後継保険契約者として指定するものとします。

- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継保険契約者を変更することができます。
- ③ 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ④ 前2項の場合、変更後の後継保険契約者は、第1項に規定する範囲内のいずれか1人であることを要します。
- ⑤ 第2項または第3項の変更の請求をするときは、保険契約者（第3項の場合には、後継保険契約者）は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
- ⑥ 第2項または第3項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の受取人に学資金、満期祝金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から学資金、満期祝金または死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（保険契約者または後継保険契約者の死亡による保険契約の承継）

第34条 保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が後継保険契約者に承継されます。この場合、後継保険契約者は、保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

- ② つぎのいずれかに該当する場合には、前項の規定を適用しません。
 - (1) 第12条（保険料の払込を免除しない場合）第3項および第5項第1号の規定により新たな保険契約者が指定されたとき
 - (2) 第3項第2号の規定に該当するとき
 - (3) 保険契約者と後継保険契約者が死亡し、かつ、その死亡の先後が明らかでないとき
- ③ すでに保険料の払込を要しなくなっている場合で、保険契約者が後継保険契約者の故意により死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 後継保険契約者と被保険者が異なるときは、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
 - (2) 後継保険契約者が被保険者であるときは、つぎのア. またはイ. の方法で取り扱います。
 - ア. 被保険者を除く保険契約者の法定相続人の申出により、保険契約を、保険契約者の死亡時に消滅させる方法。
この場合、会社は、責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を保険契約者の法定相続人に支払います。
 - イ. 被保険者を除く保険契約者の法定相続人のうち1名を後継保険契約者とし、第1項の規定により取り扱う方法
- ④ 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、後継保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定を適用します。
- ⑤ 保険契約者の死亡後、後継保険契約者が死亡し、前項の規定を適用するときは、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる被保険者に承継されます。この場合、被保険者は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。
- ⑥ つぎのいずれかに該当する場合には、前項の規定を適用しません。
 - (1) 後継保険契約者が被保険者の故意により死亡したとき
 - (2) 保険契約者と後継保険契約者が死亡し、かつ、その死亡の先後が明らかでないとき
- ⑦ 前項第1号の場合、つぎの各号のいずれかの方法で取り扱います。
 - (1) 被保険者を除く保険契約者の法定相続人の申出により、保険契約を、後継保険契約者の死亡時に消滅させる方法。
この場合、会社は、責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を死亡した後継保険契約者の法定相続人に支払います。
 - (2) 被保険者を除く保険契約者の法定相続人のうち1名を後継保険契約者とし、第1項の規定により取り扱う方法
- ⑧ 本条の保険契約の承継がされたときは、保険証券に表示します。

（遺言による後継保険契約者の変更）

第35条 第33条（後継保険契約者の指定および変更）に定めるほか、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下、本条において同様とします。）は、保険契約者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、第33条に定める後継保険契約者の変更をすることができます。

- ② 前項の後継保険契約者の変更は、第33条第2項または第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による後継保険契約者の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、別表5に定める書類を会社に提出してください。

19. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第36条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 - (3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。
- (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - ア. 生存を支払事由とする給付金等
 - イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等
 - (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等
- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
 - (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。
 - ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
 - (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。
 - イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。

20. 保険契約者の住所または集金場所の変更

（保険契約者の住所または集金場所の変更）

第37条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

21. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

（保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行）

第38条 保険契約の継続中に、保険契約者または被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

22. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第39条 契約日における保険契約者および被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- ② 保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第40条 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者について、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達しており、その達した日における被保険者の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- ② 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

23. 契約者配当金

(契約者配当金)

第41条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

24. 時効

(時効)

第42条 満期祝金、死亡給付金、解約払戻金もしくはその他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

25. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第43条 この保険契約における学資金、満期祝金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または学資金、満期祝金もしくは死亡給付金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込

(デビットカードによる保険料等の払込)

第44条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

(クレジットカードによる保険料等の払込)

第45条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。
- ③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかつ

たものとして取り扱います。

- (1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと
- (2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

27. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第46条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者または被保険者）は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

出生前加入特則

（特則の適用）

第1条 被保険者となるべき者が保険契約締結の際に胎児である場合には、本則の規定のほか、この特則を適用します。

（被保険者）

第2条 前条の胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生時に被保険者となります。

（出生の通知）

第3条 被保険者が出生したことを知ったときは、保険契約者は、すみやかに別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して、その旨を通知してください。

- ② 前項の通知がされたときは、保険証券に表示します。

（流産、死産等）

第4条 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- ② 前項の事実を知ったときは、保険契約者は、すみやかに別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して、その旨を通知してください。

（複数出生の場合）

第5条 胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、胎児が複数あり、かつ、保険契約の締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位に記載された者を被保険者とします。
- ③ 前項の場合、胎児の流産または死産等により、指定された戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、前条の規定を準用します。
- ④ 第1項または第2項の取扱がされたときは、保険契約者に通知します。

（出生前の保険契約者の死亡）

第6条 被保険者となるべき者の出生前に、保険契約者が死亡し、本則第11条第1項に定める保険料の払込免除事由が生じたときで、かつ、後継保険契約者を被保険者とした場合、被保険者となるべき者は、本則第34条（保険契約者または後継保険契約者の死亡による保険契約の承継）の規定にかかわらず、出生した時から保険契約上の一切の権利義務を承継します。

(契約年齢の計算の特例)

第7条 契約日における被保険者の年齢は、本則第39条（年齢の計算）第1項の規定にかかわらず、0歳とします。

指定代理請求人による請求に関する特則

(特則の付加)

第1条 保険契約者は、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、この特則を付加することができます。

(特則の対象となる保険料の払込免除または育英年金等)

第2条 この特則の対象となるのは、つぎの各号に定める主契約またはこの保険契約に付加した特約による保険料の払込免除または育英年金等（以下、それぞれ「保険料の払込免除」、「育英年金等」といいます。）とします。

- (1) 保険料の払込免除（保険契約者が死亡したことによる保険料の払込免除を除きます。）
- (2) 高度障害育英年金または就業不能育英年金
- (3) 前2号のいずれかの事由に該当した後のつぎの給付金等
 - ア. 学資金または満期祝金
 - イ. 死亡給付金
 - ウ. 入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、入院一時金、感染症入院一時金または骨折治療給付金

(指定代理請求人)

第3条 この特則を付加する場合、後継保険契約者を保険契約者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）とします。

(指定代理請求人による保険料の払込免除または育英年金等の請求)

第4条 保険契約者が第2条（特則の対象となる保険料の払込免除または育英年金等）に定める保険料の払込免除または育英年金等を請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人が別表5に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、保険契約者の代理人として保険料の払込免除または育英年金等を請求することができます。

- ② 前項の規定により会社が育英年金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して育英年金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ③ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - (1) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - (2) 故意に育英年金等の支払事由を生じさせた者
 - (3) 故意に育英年金等の受取人を育英年金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - (4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ④ 指定代理請求人が育英年金等または保険料の払込免除を請求する場合は、本則または特約条項の育英年金等または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(特則の解約)

第5条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。

- ② 前項の規定によりこの特則が解約された場合、この特則の指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特則の解約をするときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
- ④ この特則が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(本則の規定の準用)

第6条 この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

別表1 死亡給付金額

死亡給付金は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$(\text{月払保険料}) \times (\text{保険料の払込回数}) - (\text{すでに支払事由の生じた学資金の合計額})$$

(注)

1. 上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。
2. 基準学資金額および満期祝金額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準学資金額、満期祝金額または保険契約者であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。
4. 被保険者が死亡した時に、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表2 不慮の事故

不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1)によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2)の事故は除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

(2) 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 身体障害状態

- (1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 10足指を失ったもの
- (7) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

別表3および別表4の備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のもの

をいいます。

(2)「脊柱に著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

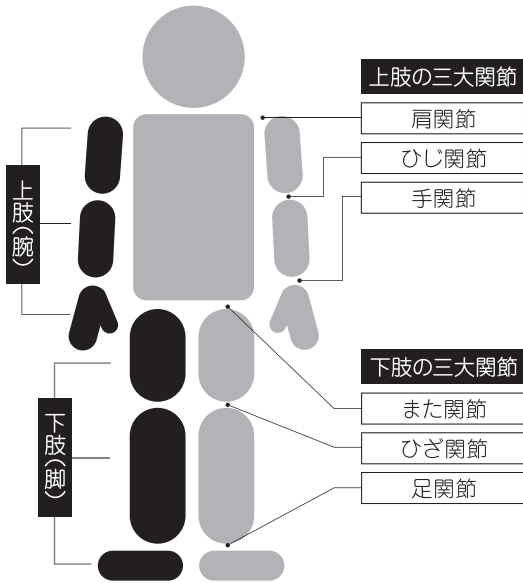
(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

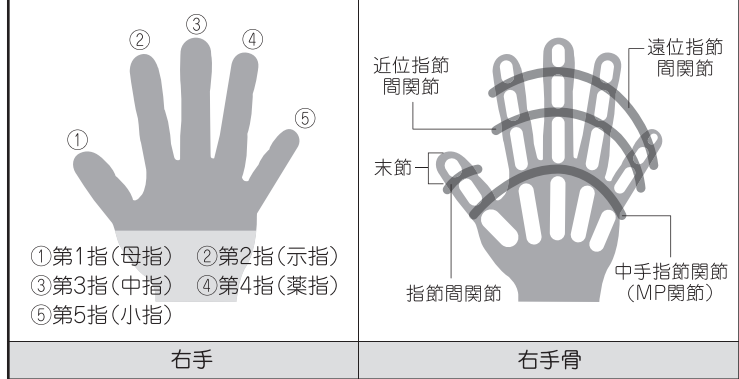
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

呼称

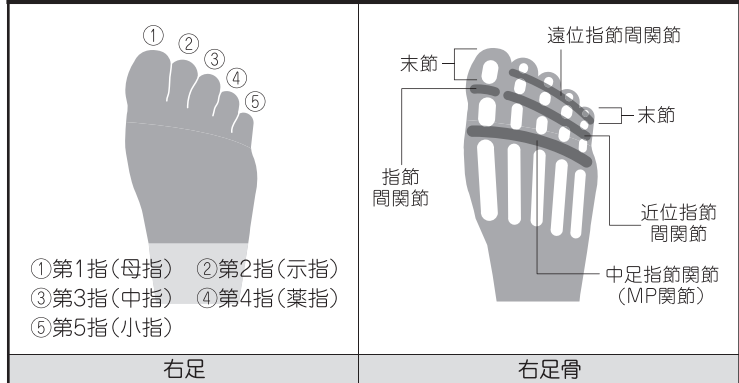
身体呼称



手指の呼称

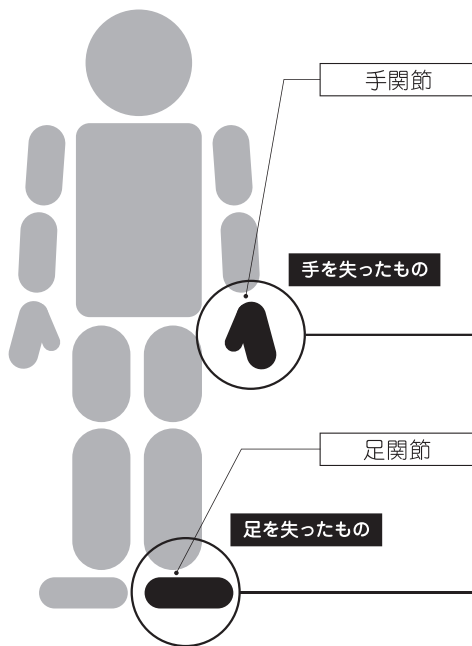


足指の呼称

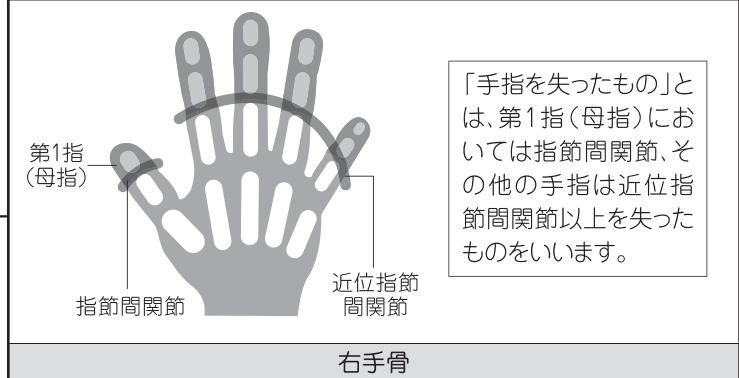


(身体)障害図解例

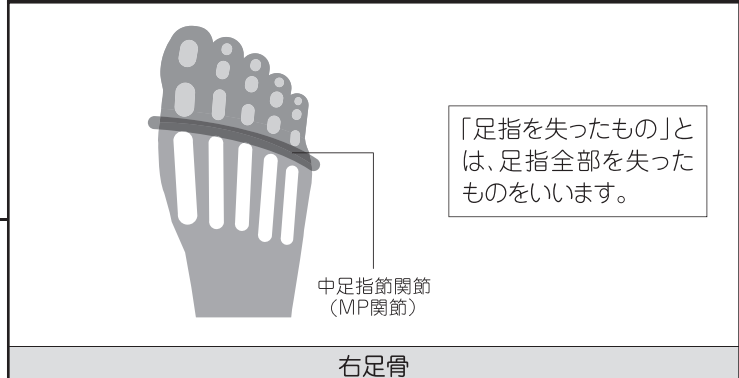
手・足を失ったもの



手指を失ったもの



足指を失ったもの



別表5 請求書類

(1) 学資金、満期祝金、死亡給付金および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 学資金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
2. 満期祝金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
3. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
4. 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（死亡の場合は、医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）） (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として身体障害状態に該当した場合にかぎりませ。） (4) 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 後継保険契約者の戸籍抄本（保険契約者が死亡した場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5. 保険料の払込免除または育英年金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および各特約条項に定める保険料の払込免除または育英年金等の請求書類 (2) 保険契約者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 保険契約者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者および被保険者に関する告知とします。）に関する会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 基準学資金額および満期祝金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 払済保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5. 保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たに保険契約者となる者に関する会社所定の告知書 (3) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
7. 後継保険契約者の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
	遺言による場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
8. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類
9. 出生通知	(1) 会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券
10. 流産、死産等の通知	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産婦の流産、死産等を証する書類 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
11. 指定代理請求人の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

無配当育英年金特約（17）

（平成29年4月1日実施）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）育英年金

保険契約者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したときに、所定の育英年金をお支払いします。

ア．死亡したとき

イ．所定の高度障害状態に該当したとき

（2）死亡給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。

（用語の定義）

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
育英年金	死亡育英年金または高度障害育英年金のことをいいます。
支払事由	育英年金または死亡給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても育英年金または死亡給付金を支払わない場合のことをいいます。
主契約	無配当こども保険(17)契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
主約款別表	主約款の別表のことをいいます。
被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
後継保険契約者	主契約の後継保険契約者のことをいいます。
責任開始期	この特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。

② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

③ この特約を主契約に付加した場合には、主約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（育英年金および死亡給付金の支払）

第3条 この特約において支払う育英年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人										
死亡育英年金	(1) 第1回の死亡育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、死亡したとき (2) 第2回以後の死亡育英年金 第3項第2号に定める育英年金の支払日が到来したとき	この特約の締結の際に定めた育英年金の型により、つぎのいずれかによる金額とします。 (1) 定額型 基本育英年金額 (2) 逓増型 第3項に定める育英年金の支払日の直前の年単位の契約応当日（育英年金の支払日と年単位の契約応当日が一致するときは、その年単位の契約応当日）における被保険者の年齢に応じて、基本育英年金額につぎの割合を乗じて得た金額	後継保険契約者										
高度障害育英年金	(1) 第1回の高度障害育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（主約款別表3）に該当したとき (2) 第2回以後の高度障害育英年金 第3項第2号に定める育英年金の支払日が到来したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12歳未満の場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>12歳以上 15歳未満の場合</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>15歳以上 18歳未満の場合</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>18歳以上 22歳未満の場合</td> <td>250%</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢	割合	12歳未満の場合	100%	12歳以上 15歳未満の場合	150%	15歳以上 18歳未満の場合	200%	18歳以上 22歳未満の場合	250%	保険契約者
被保険者の年齢	割合												
12歳未満の場合	100%												
12歳以上 15歳未満の場合	150%												
15歳以上 18歳未満の場合	200%												
18歳以上 22歳未満の場合	250%												
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中、かつ、第1回の育英年金の支払事由発生前に、死亡したとき	別表1に定める死亡給付金額	保険契約者										

- ② 前項の高度障害育英年金の支払事由には、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎりません。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 育英年金の支払日は、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の育英年金
第1回の育英年金の支払事由に該当した日
 - (2) 第2回以後の育英年金
第1回の育英年金の支払日の1年ごとの応当日（保険期間中にかぎりません。）
- ④ 死亡給付金の支払事由に該当した場合には、この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

（育英年金および死亡給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、育英年金または死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
第1回の死亡育英年金	(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
第1回の高度障害育英年金	(1) 保険契約者の故意 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

（育英年金および死亡給付金の支払に関する補則）

第5条 保険契約者または被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡育英年金また

は死亡給付金を支払います。

- ② 保険契約者が第1回の育英年金の支払事由に該当した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、第1回の育英年金および死亡給付金の支払事由の発生時期ならびにこの特約の消滅については、先に第1回の育英年金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
- ③ 育英年金が支払われる場合には、以後、育英年金の支払事由に該当しても、会社は、育英年金を重複しては支払いません。
- ④ 戦争その他の変乱により免責事由に該当した場合でも、その原因により支払事由に該当した保険契約者の数の増加または被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、育英年金または死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑤ 保険契約者が死亡し、免責事由に該当したことにより死亡育英年金が支払われないときは、保険契約者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、つぎの者にこの特約の責任準備金を支払います。
 - (1) 後継保険契約者の故意により保険契約者が死亡した場合
被保険者。ただし、被保険者が後継保険契約者の場合は、被保険者を除く保険契約者の相続人とします。
 - (2) 後継保険契約者の故意以外の事由により保険契約者が死亡した場合
後継保険契約者
- ⑥ 育英年金が支払われる場合、第1回の育英年金の支払事由発生時以後、つぎの各号の場合には、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、会社の定めるところにより、未払の育英年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
 - (1) 育英年金の一括支払の請求があったとき
 - ア. この請求をするときは、育英年金の受取人は、別表2に定める書類を提出してください。
 - イ. 支払時期および支払場所については、次条第3項の規定を準用します。
 - ウ. 本号の取扱がされたときは、保険証券に表示します。
 - (2) 被保険者が死亡したとき
 - (3) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- ⑦ 前項第2号の場合で、被保険者が保険契約を承継し育英年金の受取人となっており、その被保険者の死亡が被保険者の相続人の故意によるときは、その相続人は受取人となる資格を失います。
- ⑧ 高度障害育英年金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合で、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、この特約の保険期間満了時に高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
- ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、保険契約者にこの特約の責任準備金を支払います。
- ⑩ 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑪ 保険契約者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特約の締結、復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に保険契約者の自覚がない場合

（育英年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 第1回の育英年金または死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または後継保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 育英年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）は、すみやかに別表2に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 育英年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 育英年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から育英年金または死亡給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に

定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、育英年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険契約者または被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主約款第26条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは後継保険契約者のこの特約の締結の目的もしくは育英年金もしくは死亡給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から育英年金もしくは死亡給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、育英年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または後継保険契約者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または後継保険契約者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は育英年金または死亡給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その育英年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

（年金支払証書の交付）

第7条 会社は、第1回の育英年金を支払う際に、年金支払証書を育英年金の受取人に交付します。

（特約保険料の払込免除）

第8条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第9条 この特約の保険期間は、主契約と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社の定める範囲内で指定することを要します。
- ③ この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ④ この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- ⑤ 育英年金が支払われる場合には、第1回の育英年金の支払事由の発生日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料の払込は要しません。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第10条 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による第1回の育英年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険

料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合のこの特約の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第19条第1項の解約払戻金を請求することができます。

(特約保険料の振替貸付)

第12条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第14条 この特約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- ② 保険契約者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 会社は、育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、育英年金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに育英年金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 前項の規定にかかわらず、育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または後継保険契約者が証明したときは、会社は、育英年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ⑤ 第2項または第3項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
- ⑥ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、第19条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) この特約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ⑧ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第15条 この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。

（特約の解約）

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第19条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、育英年金が支払われるときは、この特約は解約できません。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（基本育英年金額の減額）

第17条 保険契約者は、第1回の育英年金が支払われることとなる支払事由が生じる前にかぎり、将来に向かって、この特約の基本育英年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本育英年金額が会社の定める金額に満たない場合を除きます。

- ② 基本育英年金額の減額をするときは、保険契約者は、別表2に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 基本育英年金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 基本育英年金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 第1回の育英年金の支払事由発生前に主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 育英年金が一括支払されたとき
- ② 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき（被保険者の死亡により消滅したときを除きます。）は、会社は、次条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。
- ④ 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときは、次条第1項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主約款の払済保険への変更を取り扱います。

（特約の解約払戻金）

第19条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の特約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。
- ③ この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表2に定める書類を会社に提出してください。
- ④ この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（育英年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第20条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとし、この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（受取人の変更）

第21条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（契約者配当金）

第22条 この特約には、契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第23条 この特約における育英年金、死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(主契約に出生前加入特則が適用された場合の取扱い)

第25条 被保険者となるべき者の出生前に、第1回の育英年金の支払事由が生じたとき（育英年金の免責事由に該当しない場合にかぎります。）で、かつ、後継保険契約者を被保険者とした場合は、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）第3項の規定にかかわらず、会社は、第1回の育英年金を被保険者が出生した日に支払い、第2回以後の育英年金は、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）および第5条（育英年金および死亡給付金の支払に関する補則）の規定により支払います。

- ② 前項の場合、後継保険契約者である被保険者となるべき者の出生前に、保険契約者が死亡し、第1回の育英年金の支払事由が生じたときは、その被保険者となるべき者は、主約款に定める保険契約者の死亡による保険契約の承継に関する規定にかかわらず、出生した時から特約上の一切の権利義務を承継します。
- ③ 胎児の流産または死産等により、被保険者となるべき者が出生しなかった場合（すでに育英年金の支払事由が生じているときを含みます。）には、この特約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則)

第26条 主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

別表1 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$(\text{月払保険料}) \times (\text{保険料の払込回数})$

(注)

- 1. 上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。
- 2. 基本育英年金額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基本育英年金額または保険契約者であったものとして計算します。
- 3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。
- 4. 被保険者が死亡した時に、主契約に子ども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、子ども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表2 請求書類

(1) 育英年金および死亡給付金の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 死亡育英年金および死亡育英年金の一括支払	① 第1回の死亡育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡育英年金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡育英年金の受取人（未成年の場合には、その法定代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	② 第2回以後の死亡育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 死亡育英年金の受取人の戸籍抄本 (3) 死亡育英年金の受取人（未成年の場合には、その法定代理人）の印鑑証明書 (4) 年金支払証書 (5) 保険証券（一括支払の場合）

項目	必要書類
2. 高度障害育英年金および 高度障害育英年金の一括支 払	① 第1回の高度障害育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者の住民票（ただし、高度障害育英年金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 高度障害育英年金の受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害育英年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	② 第2回以後の高度障害育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害育英年金の受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害育英年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書 (5) 保険証券（一括支払の場合）
3. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 基本育英年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

無配当就業不能保障付育英年金特約（17）

（平成29年4月1日実施）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）育英年金

保険契約者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したときに、所定の育英年金をお支払いします。

ア．死亡したとき

イ．所定の高度障害状態に該当したとき

ウ．所定の就業不能状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもつぎ要介護2以上の認定を受けたとき

（2）死亡給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。

（用語の定義）

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
育英年金	死亡育英年金、高度障害育英年金または就業不能育英年金のことをいいます。
支払事由	育英年金または死亡給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても育英年金または死亡給付金を支払わない場合のことをいいます。
主契約	無配当こども保険(17)契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
主約款別表	主約款の別表のことをいいます。
被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
後継保険契約者	主契約の後継保険契約者のことをいいます。
責任開始期	この特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。

② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

③ この特約を主契約に付加した場合には、主約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（育英年金および死亡給付金の支払）

第3条 この特約において支払う育英年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人										
死亡育英年金	(1) 第1回の死亡育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、死亡したとき (2) 第2回以後の死亡育英年金 第3項第2号に定める育英年金の支払日が到来したとき	この特約の締結の際に定めた育英年金の型により、つぎのいずれかによる金額とします。 (1) 定額型 基本育英年金額 (2) 逓増型 第3項に定める育英年金の支払日の直前の年単位の契約応当日（育英年金の支払日と年単位の契約応当日が一致するときは、その年単位の契約応当日）における被保険者の年齢に応じて、基本育英年金額につぎの割合を乗じて得た金額	後継保険契約者										
高度障害育英年金	(1) 第1回の高度障害育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（主約款別表3）に該当したとき (2) 第2回以後の高度障害育英年金 第3項第2号に定める育英年金の支払日が到来したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12歳未満の場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>12歳以上 15歳未満の場合</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>15歳以上 18歳未満の場合</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>18歳以上 22歳未満の場合</td> <td>250%</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢	割合	12歳未満の場合	100%	12歳以上 15歳未満の場合	150%	15歳以上 18歳未満の場合	200%	18歳以上 22歳未満の場合	250%	保険契約者
被保険者の年齢	割合												
12歳未満の場合	100%												
12歳以上 15歳未満の場合	150%												
15歳以上 18歳未満の場合	200%												
18歳以上 22歳未満の場合	250%												
就業不能育英年金	(1) 第1回就業不能育英年金 保険契約者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 就業不能状態（別表1）に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたとき イ. 公的介護保険制度（別表2）により、要介護2以上（別表2）に該当していると認定されたとき (2) 第2回以後の就業不能育英年金 第3項第2号に定める育英年金の支払日が到来したとき												
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中、かつ、第1回の育英年金の支払事由発生前に、死亡したとき	別表3に定める死亡給付金額											

- ② 前項の高度障害育英年金の支払事由には、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎりません。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 育英年金の支払日は、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の育英年金
第1回の育英年金の支払事由に該当した日
 - (2) 第2回以後の育英年金
第1回の育英年金の支払日の1年ごとの応当日（保険期間中にかぎりません。）
- ④ 死亡給付金の支払事由に該当した場合には、この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

（育英年金および死亡給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、育英年金または死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
第1回の死亡育英年金	(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
第1回の高度障害育英年金	(1) 保険契約者の故意 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱
第1回の就業不能育英年金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の薬物依存（別表4） (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

（育英年金および死亡給付金の支払に関する補則）

第5条 保険契約者または被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡育英年金または死亡給付金を支払います。

- ② 保険契約者が第1回の育英年金の支払事由に該当した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、第1回の育英年金および死亡給付金の支払事由の発生時期ならびにこの特約の消滅については、先に第1回の育英年金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
- ③ 育英年金が支払われる場合には、以後、育英年金の支払事由に該当しても、会社は、育英年金を重複しては支払いません。
- ④ 戦争その他の変乱により免責事由に該当した場合でも、その原因により支払事由に該当した保険契約者の数の増加または被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、育英年金または死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑤ 保険契約者が死亡し、免責事由に該当したことにより死亡育英年金が支払われないときは、保険契約者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、つぎの者にこの特約の責任準備金を支払います。
 - (1) 後継保険契約者の故意により保険契約者が死亡した場合
被保険者。ただし、被保険者が後継保険契約者の場合は、被保険者を除く保険契約者の相続人とします。
 - (2) 後継保険契約者の故意以外の事由により保険契約者が死亡した場合
後継保険契約者
- ⑥ 育英年金が支払われる場合、第1回の育英年金の支払事由発生時以後、つぎの各号の場合には、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、会社の定めるところにより、未払の育英年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
 - (1) 育英年金の一括支払の請求があったとき
 - ア. この請求をするときは、育英年金の受取人は、別表5に定める書類を提出してください。
 - イ. 支払時期および支払場所については、次条第3項の規定を準用します。
 - ウ. 本号の取扱がされたときは、保険証券に表示します。
 - (2) 被保険者が死亡したとき
 - (3) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- ⑦ 前項第2号の場合で、被保険者が保険契約を承継し育英年金の受取人となっており、その被保険者の死亡が被保険者の相続人の故意によるときは、その相続人は受取人となる資格を失います。
- ⑧ 高度障害育英年金の支払事由について、回復の見込の有無が不明な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合で、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明な状態にあるときは、この特約の保険期間満了時に高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
- ⑨ 就業不能育英年金の支払事由について、就業不能状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に、この特約の保険期間が満了した場合は、その事由が生じた時を含んで継続している就業不能状態は、この特約の有効中の就業不能状態とみなして、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）の就業不能育英年金の規定を適用します。この場合、就業不能育英年金を支払うときは、この特約の保険期間満了時に支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
- ⑩ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、保険契約者にこの特約の責任準備金を支払います。
- ⑪ 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑫ 保険契約者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に第3条（育英年金および死亡給付金の支払）の高度障害育英年金または就業不能育英年金の支払事由に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- (1) この特約の締結、復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に保険契約者の自覚がない場合

（育英年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 第1回の育英年金または死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または後継保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 育英年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者として）は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 育英年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 育英年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から育英年金または死亡給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、育英年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険契約者または被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主約款第26条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは後継保険契約者のこの特約の締結の目的もしくは育英年金もしくは死亡給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から育英年金もしくは死亡給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、育英年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または後継保険契約者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または後継保険契約者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は育英年金または死亡給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その育英年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

（年金支払証書の交付）

第7条 会社は、第1回の育英年金を支払う際に、年金支払証書を育英年金の受取人に交付します。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

(特約の保険期間および特約保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社の定める範囲内で指定することを要します。
- ③ この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ④ この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとしします。
- ⑤ 育英年金が支払われる場合には、第1回の育英年金の支払事由の発生日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料の払込は要しません。

(保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱)

第10条 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による第1回の育英年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合のこの特約の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第19条第1項の解約払戻金を請求することができます。

(特約保険料の振替貸付)

第12条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第14条 この特約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- ② 保険契約者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 会社は、育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、育英年金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに育英年金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条(特約保険料の払込免除)の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 前項の規定にかかわらず、育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または後継保険契約者が証明したときは、会社は、育英年金を支払または保険料の払込を免除します。
- ⑤ 第2項または第3項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

- ⑥ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、第19条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) この特約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に育英年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ⑧ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第15条 この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。

（特約の解約）

- 第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第19条第1項の解約払戻金を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、育英年金が支払われるときは、この特約は解約できません。
 - ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（基本育英年金額の減額）

- 第17条 保険契約者は、第1回の育英年金が支払われることとなる支払事由が生じる前にかぎり、将来に向かって、この特約の基本育英年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本育英年金額が会社の定める金額に満たない場合を除きます。
- ② 基本育英年金額の減額をするときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 基本育英年金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
 - ④ 基本育英年金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

- 第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
- (1) 第1回の育英年金の支払事由発生前に主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
 - (3) 育英年金が一括支払されたとき
- ② 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき（被保険者の死亡により消滅したときを除きます。）は、会社は、次条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。
 - ④ 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1回の育英年金の支払事由発生前
次条第1項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主約款の払済保険への変更を取り扱います。
 - (2) 第1回の育英年金の支払事由発生時以後
未払の育英年金の現価に相当する金額を保険契約者に支払います。

（特約の解約払戻金）

- 第19条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の特約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。
 - ③ この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社に提出してください。

- ④ この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（育英年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第20条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（受取人の変更）

第21条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（契約者配当金）

第22条 この特約には、契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第23条 この特約における育英年金、死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第24条 会社は、第1回の育英年金の支払事由発生前に、公的介護保険制度（別表2）の改正が行われた場合とくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の第1回の就業不能育英年金の支払事由を変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（主契約に出生前加入特則が適用された場合の取扱）

第26条 被保険者となるべき者の出生前に、第1回の育英年金の支払事由が生じたとき（育英年金の免責事由に該当しない場合にかぎります。）で、かつ、後継保険契約者を被保険者とした場合は、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）第3項の規定にかかわらず、会社は、第1回の育英年金を被保険者が出生した日に支払い、第2回以後の育英年金は、第3条（育英年金および死亡給付金の支払）および第5条（育英年金および死亡給付金の支払に関する補則）の規定により支払います。

- ② 前項の場合、後継保険契約者である被保険者となるべき者の出生前に、保険契約者が死亡し、第1回の育英年金の支払事由が生じたときは、その被保険者となるべき者は、主約款に定める保険契約者の死亡による保険契約の承継に関する規定にかかわらず、出生した時から特約上の一切の権利義務を承継します。
- ③ 胎児の流産または死産等により、被保険者となるべき者が出生しなかった場合（すでに育英年金の支払事由が生じているときを含みます。）には、この特約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

（主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則）

第27条 主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

別表1 就業不能状態

- ① 「就業不能状態」とは、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態であり、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。
- A ②に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ③に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

② 日常生活動作表

項目	状態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

③ 「器質性認知症による会社所定の状態」に該当したとき

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

別表1 ③の備考

① 器質性認知症

A 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であるこ

とを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

ア 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

コード番号	分類項目
F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02.0	ピック病の認知症
F02.1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F02.2	ハンチントン病の認知症
F02.3	パーキンソン病の認知症
F02.4	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症
F02.8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F05.1	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

イ 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

② 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といえます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうととしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③ 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。

A 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

B 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

C 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表2 公的介護保険制度または要介護2以上

① 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

② 要介護2以上

「要介護2以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に

関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$\text{死亡給付金額} = \text{（月払保険料）} \times \text{（保険料の払込回数）}$$

（注）

1. 上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。
2. 基本育英年金額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基本育英年金額または保険契約者であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。
4. 被保険者が死亡した時に、主契約にこども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表4 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表5 請求書類

(1) 育英年金および死亡給付金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡育英年金および死亡育英年金の一括支払	① 第1回の死亡育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡育英年金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡育英年金の受取人（未成年の場合には、その法定代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	② 第2回以後の死亡育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 死亡育英年金の受取人の戸籍抄本 (3) 死亡育英年金の受取人（未成年の場合には、その法定代理人）の印鑑証明書 (4) 年金支払証書 (5) 保険証券（一括支払の場合）
2. 高度障害育英年金および高度障害育英年金の一括支払	① 第1回の高度障害育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者の住民票（ただし、高度障害育英年金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 高度障害育英年金の受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害育英年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	② 第2回以後の高度障害育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害育英年金の受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害育英年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書 (5) 保険証券（一括支払の場合）

項 目	必 要 書 類
3. 就業不能育英年金および 就業不能育英年金の一括前 払	① 第1回の就業不能育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 保険契約者の住民票(ただし、就業不能育英年金の受取人と同一人の場合は不要) (5) 就業不能育英年金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業不能育英年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
	② 第2回以後の就業不能育英年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 就業不能育英年金の受取人の戸籍抄本 (3) 就業不能育英年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書 (5) 保険証券(一括支払の場合)
4. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類(前1. で求める書類を含みます。)について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 基本育英年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類(前1. で求める書類を含みます。)について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

無配当こども保険総合保険料払込免除特約（17）

（平成29年4月1日実施）

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者が主契約の保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除することを主な内容とするものです。

- (1) 死亡したとき
- (2) 所定の高度障害状態に該当したとき
- (3) 悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態に該当したとき
- (4) 所定の就業不能状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したとき
- (5) 所定の身体障害状態に該当したとき
- (6) 所定の疾病障害状態に該当したとき

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	無配当こども保険(17)契約のことをいいます。
主特約	主契約に付加されるその他の特約（この特約が付加された保険契約に新たに付加されるその他の特約を含みます。）のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
主約款別表	主約款の別表のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
保険料払込期間	主契約または主特約の保険料払込期間のことをいいます。
責任開始期	この特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合は、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合
会社の定める金額を受け取った時（保険契約者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ この特約を主契約に付加したときは、主約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、主契約が保険料払込済または払済保険に変更された場合には、この特約を付加することはできません。

（保険料率）

第3条 この特約が付加される場合、主契約および主特約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

- ② 前条第2項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、主契約および主特約の保険料率は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）における保険契約者および被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
 - (1) 主契約
主契約の契約日
 - (2) 主特約
それぞれの主特約についてつぎのとおりとします。
 - ア. 主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
 - イ. 主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日

(保険料の払込免除)

第4条 前条第1項に規定する保険料率を適用する主契約および主特約について、この特約による保険料の払込免除事由はつぎのとおりです。ただし、主約款に定める保険料の払込免除事由は適用しません。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	保険料期間の到来していない将来の主契約および主特約の保険料
(2) 保険契約者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（主約款別表3）に該当したとき	
(3) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表1）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）	
(4) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（別表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（別表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
(5) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 就業不能状態（別表2）に該当し、その該当した日から起算して180日あると医師により診断されたとき イ. 公的介護保険制度（別表3）により、要介護2以上（別表3）に該当していると認定されたとき（以下「要介護2以上の状態」といいます。）	
(6) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、身体障害状態（主約款別表4）に該当したとき	
(7) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を直接の原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（別表4）の(1)に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ. 疾病障害状態（別表4）の(2)から(5)までのいずれかに該当したとき	

② 前項の保険料の払込免除事由の第3号に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表1の①B中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険料払込期間中に保険契約者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定（前項の保険料の払込免除事由の第3号による診断確定と同じとします。）されたときは、保険料の払込を免除します。

③ 第1項の保険料払込免除事由の第2号、第6号または第7号のいずれかに該当した場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第1項の保険料払込免除事由の第2号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎりません。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 第1項の保険料払込免除事由の第6号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎりません。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

(3) 第1項の保険料払込免除事由の第7号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかぎりません。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって疾病障害状態に該当したときを含みます。

(保険料の払込を免除しない場合)

第5条 保険契約者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除し

ません。

保険料の払込免除事由	免責事由
死亡	(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害状態 (主約款別表3)	(1) 保険契約者の故意 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱
就業不能状態 (別表2) または 要介護2以上の状態 (別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の薬物依存 (別表5) (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (主約款別表4) または 疾病障害状態 (別表4)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の薬物依存 (別表5) (4) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (5) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除に関する補則)

第6条 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

- ② 保険契約者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、保険料の払込を免除します。
- ③ つぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により死亡したまたは高度障害状態、就業不能状態、要介護2以上の状態、身体障害状態もしくは疾病障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、またはその一部の払込を免除することがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波（身体障害状態または疾病障害状態に該当した場合にかぎりませぬ。）
 - (2) 戦争その他の変乱
- ④ 免責事由に該当したことにより保険契約者が死亡しても保険料の払込が免除されないときは、主約款に定める保険契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当したときの規定を準用して取り扱います。
- ⑤ 保険契約者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に第4条第1項の保険料の払込免除事由の第2号または第4号から第7号までの規定に定めるいずれかの状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特約の締結、復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に保険契約者の自覚がない場合
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込免除の請求)

第7条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または後継保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）は、すみやかに別表6に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 前項の規定にかかわらず、主契約に就業不能保障付育英年金特約または育英年金特約が付加されている場合で、保

保険料の払込免除事由に該当し、かつ、育英年金の請求があった場合には、会社は、保険料の払込免除について保険契約者から請求があったものとして取り扱います。

- ④ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、主約款の規定を準用します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第10条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第11条 この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。

(特約の解約)

第12条 保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じる前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

- ② この特約の解約を請求するときは、保険契約者は、別表6に定める書類を会社に提出してください。
③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
(2) 主契約が払済保険に変更されたとき
(3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
② 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約払戻金)

第14条 この特約には、解約払戻金はありません。

(保険契約者の変更)

第15条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

(契約者配当金)

第16条 この特約には契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

第17条 会社は、公的介護保険制度(別表3)の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の保険料の払込免除事由を変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日(以下本条において「保険料の払込免除事由の変更日」といいます。)から将来に向かって、保険料の払込免除事由を改めます。
③ 本条の規定により、保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
④ 前項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
(1) 第2項の保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
(2) 保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
⑤ 前項の指定がなされないまま保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。
⑥ 保険料の払込免除事由の変更日までに保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

（管轄裁判所）

第18条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款等の規定の準用）

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款および主特約の特約条項の規定を準用します。

別表1 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる悪性新生物の定義

定義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

B 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の悪性黒色腫	C43
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45

C 上記Bにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

(注) 胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Bおよび前Cに該当するものとみなして取り扱います。

② 急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

B 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(I 20～I 25)のうち ・急性心筋梗塞	I 21
	・再発性心筋梗塞	I 22
2. 脳卒中	○脳血管疾患(I 60～I 69)のうち ・くも膜下出血	I 60
	・脳内出血	I 61
	・脳梗塞	I 63

別表2 就業不能状態

① 「就業不能状態」とは、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態であり、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

A ②に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

B ③に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

② 日常生活動作表

項目	状態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。

項目	状態
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

③ 「器質性認知症による会社所定の状態」に該当したとき
器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

別表2 ③の備考

① 器質性認知症

A 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

ア 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

コード番号	分類項目
F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02.0	ピック病の認知症
F02.1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F02.2	ハンチントン病の認知症
F02.3	パーキンソン病の認知症
F02.4	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症
F02.8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F05.1	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

イ 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

② 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうととしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③ 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。

A 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

B 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

C 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 公的介護保険制度または要介護2以上

① 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

② 要介護2以上

「要介護2以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 疾病障害状態

(1) 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血管疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの

(2) 心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したもののまたは心臓に人工弁を置換したものの

(3) 永続的な人工透析療法を受けたもの

(4) 膀胱を全摘出し、かつ、新膀胱を造設したもののまたは尿路変更術を受けたもの

(5) 人工肛門を造設したもの

別表4の備考

1. 日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態

「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの」とは、疾患別に以下の程度のをいいます。

なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕

区分	一般状態
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
2	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
4	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(1) 呼吸器疾患

呼吸器疾患は、肺結核、じん肺および呼吸不全に区分します。

① 肺結核

肺結核により、つぎのいずれかに該当し、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

a	空洞面積の合計が、第2肋骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積を越し、肺病変の拡がりの合計が一側肺に達するもの。
b	空洞を伴う病変があつて、aに該当しないもの。
c	直前の6か月以内に排菌があり、かつ、空洞は認められないが不安定な肺病変があるもの。
d	直前の6か月以内に排菌がなく、かつ、空洞は認められないが不安定な肺病変があり、病巣の拡がりが一側肺野面積を越えるもの。

② じん肺

じん肺により、胸部X線所見が下記のエックス線写真の像の区分の第4型であり、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以上のもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔エックス線写真の像の区分〕

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第4型	大陰影があると認められるもの

③ 呼吸不全

呼吸不全により、つぎのいずれも満たし、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

a	下記の動脈血ガス分析値の検査成績がいずれも中等度異常または高度異常に該当するもの
b	下記の予測肺活量1秒率の検査成績が中等度異常または高度異常に該当するもの

〔動脈血ガス分析値〕

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
1	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70~61	60~56	55以下
2	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46~50	51~59	60以上

〔予測肺活量1秒率〕

検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
予測肺活量1秒率	%	40~31	30~21	20以下

(2) 心疾患

心疾患により、下記の心臓疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の異常所見等と浮腫、息切れ等の臨床所見があり、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔心臓疾患検査所見区分〕

区分	異常所見等
a	LevineⅢ度以上の器質的雑音が認められるもの
b	心胸郭比60%以上のもの
c	胸部X線所見で、肺野に明らかにうっ血像のあるもの
d	心電図で、陳旧性心筋梗塞所見があり、かつ、今日まで狭心症状を有するもの
e	心電図で、脚ブロック所見があり、かつ、基礎疾患を有するもの
f	心電図で、完全房室ブロック（第Ⅲ度房室ブロック）所見または第Ⅱ度（MobitzⅡ型）房室ブロック所見のあるもの
g	安静時心電図で、0.2mV以上のSTの低下があるもの、もしくは、深い陰性T波所見のあるもの
h	負荷心電図で、明らかな陽性所見のあるもの
i	難治性の不整脈のあるもの
j	左室駆出率（EF）が50%以下（拡張型心筋症の場合は、40%以下）のもの
k	冠れん縮を証明されたもの

(3) 腎疾患

腎疾患によりつぎのいずれかに該当し、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

- ① 下記の腎疾患検査所見区分のaまたはbが中等度異常または高度異常の所見があるもの
- ② 下記の腎疾患検査所見区分のcアおよびcイの所見があるもの
- ③ 下記の腎疾患検査所見区分のcアおよびcウの所見があるもの

〔腎疾患検査所見区分〕

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
a	内因性クレアチンクリアランス値	ml/分	20以上30未満	10以上20未満	10未満
b	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3以上5未満	5以上8未満	8以上
c	ア 1日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を持続する		
	イ 血清アルブミン	g/dl	3.0g以下		
	ウ 血清総蛋白	g/dl	6.0g以下		

(4) 肝疾患

肝疾患により、下記の肝機能異常度指表の検査成績が中等度異常または高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔肝機能異常度指表〕

検査項目	基準値	中等度異常	高度異常
総ビリルビン (mg/dl)	0.3~1.2	2以上3未満	3以上
血清アルブミン(g/dl)	4.2~5.1	2.8以上3.5未満	2.8未満
血小板数(万/μl)	13~35	5以上10未満	5未満
プロトロン時間(PT)	(%)	70~130	40以上50未満
	(秒)	10~14	4以上6未満の延長
アルカリフォスファターゼ [*] (ALP)(Bessey法)	0.8~2.3	3.5以上10未満	10以上
コリンエステラーゼ [*] (CHE)	—	診療施設基準値に対して、明らかに病的な異常値のもの	
腹水	—	中等度 (*)	高度 (**)
脳症 (下記の昏睡度分類による)	—	I度 (*)	Ⅱ度以上 (**)

- * 治療により軽快するもの
 ** 治療により軽快しないもの
 〔昏睡度分類〕

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠-覚醒リズムに逆転。 多幸気分ときに抑うつ状態。 だらしく、気にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。

昏睡度	精神症状	参考事項
Ⅱ	指南力（時、場所）障害、物を取り違える（confusion） 異常行動 （例：お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど） ときに傾眠状態（普通のよびかけで開眼し会話ができる） 無礼な言動があったりするが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。 尿便失禁がない。 羽ばたき振戦あり。
Ⅲ	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている）。 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）。	羽ばたき振戦あり。 （患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害。
Ⅳ	昏睡（完全な意識の消失）。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる。
Ⅴ	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない。	

(5) 血液・造血管器疾患

血液・造血管器疾患は、難治性貧血群、出血傾向群および造血管器腫瘍群に区分します。

① 難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の難治性貧血群検査所見区分のうち3つ以上に該当（溶血性貧血の場合は、下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の難治性貧血群検査所見区分のAに該当）するもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合〔難治性貧血群臨床所見区分〕

a	治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度または高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの
b	輸血を時々またはひんぱんに必要とするもの

〔難治性貧血群検査所見区分〕

ア	末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (i)ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの (ii)赤血球数が300万/ μ l未満のもの
イ	末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (i)白血球数が2,000/ μ l未満のもの (ii)顆粒球数が1,000/ μ l未満のもの
ウ	末梢血液中の血小板数が5万/ μ l未満のもの
エ	骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの (i)有核細胞が5万/ μ l未満のもの (ii)巨核球数が30/ μ l未満のもの (iii)リンパ球が40%以上のもの (iv)赤芽球が10%未満のもの

② 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

下記の出血傾向群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の出血傾向群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合〔出血傾向群臨床所見区分〕

a	中度もしくは高度の出血傾向または関節症状のあるもの
b	凝固因子製剤を時々またはひんぱんに輸注しているもの

〔出血傾向群検査所見区分〕

ア	出血時間（デューク法）が8分以上のもの
イ	APTTが基準値の2倍以上のもの
ウ	血小板数が5万/ μ l未満のもの

③ 造血器腫瘍群（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

下記の造血器腫瘍群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の造血器腫瘍群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔造血器腫瘍群臨床所見区分〕

a	発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるものまたは著しいもの
b	輸血を時々またはひんぱんに必要とするもの
c	容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
d	急性転化の症状を示すもの

〔造血器腫瘍群検査所見区分〕

ア	病的細胞が出現しているもの
イ	C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの
ウ	乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの
エ	白血球数が正常化し難いもの
オ	末梢血液中の赤血球数が300万/ μ l未満のもの
カ	末梢血液中の血小板数が5万/ μ l未満のもの
キ	末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/ μ l未満のもの
ク	末梢血液中の正常リンパ球数が600/ μ l未満のもの

(6) 糖尿病

糖尿病により、インスリン治療時におけるHbA1cおよび空腹時血糖値が下記のいずれも満たす場合

- ① HbA1cが8.0%以上であること
- ② 空腹時血糖値が140mg/dl以上であること

(7) 高血圧症

下記のいずれかに該当した場合

- ① つぎの条件を満たす「悪性高血圧症」に該当したもの

a	高い拡張期性高血圧（通常最小血圧が120mmHg以上）
b	眼底所見で、Keith-Wagener分類のⅢ群またはⅣ群のもの
c	腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる
d	全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

- ② 1年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

2. ペースメーカーまたは植込み型除細動器

「ペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したもの」とは、ペースメーカーまたは植込み型除細動器の装着が永久に必要な場合をいいます。ただし、一時的に装着した場合およびすでに装着したペースメーカーもしくは植込み型除細動器またはその付属品を交換する場合を除きます。

3. 人工弁

「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。ただし、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

4. 人工透析療法

「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

5. 新膀胱

「新膀胱」とは、尿の貯留臓器として人工的に形成されたものをいいます。

6. 尿路変更術

「尿路変更術」とは、正常尿路を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

7. 人工肛門

「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。また、「人工肛

門を造設したもの」には、一時的に人工肛門を造設した場合は含みません。

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表6 請求書類

(1) 保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（死亡の場合は、医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）） (3) 保険契約者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 後継保険契約者の戸籍抄本（保険契約者が死亡した場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

無配当こども保険入院特約（17）

2020年5月1日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）入院給付金

ア．災害入院給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故による傷害により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

イ．疾病入院給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に疾病により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（2）死亡給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。

（用語の定義）

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金	災害入院給付金、疾病入院給付金または死亡給付金のことをいいます。
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合のことをいいます。
主契約	無配当こども保険(17)契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
主約款別表	主約款の別表のことをいいます。
責任開始期	この特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約の第1回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ この特約を主契約に付加したときは、主約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（給付金の支払）

第3条 この特約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（主約款別表2）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が病院または診療所における入院（別表1）であること (5) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	保険契約者
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) その入院が疾病の治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（別表1）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	別表2に定める死亡給付金額	

② 死亡給付金の支払事由に該当した場合には、この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

（給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害入院給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
疾病入院給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（別表3） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

(給付金の支払に関する補則)

第5条 2以上の不慮の事故、異なる疾病の併発または不慮の事故と疾病の重複により、入院給付金の支払事由が重複する場合でも、入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって入院給付金を支払います。

順位	入院給付金の種類
第1順位	この特約の責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物(別表4)(以下「ガン」といいます。)を直接の原因とし、そのガンの治療を目的とする入院についての疾病入院給付金(以下「ガンによる疾病入院給付金」といいます。)
第2順位	災害入院給付金
第3順位	ガン以外の疾病の治療を目的とする入院についての疾病入院給付金(以下「ガン以外の疾病入院給付金」といいます。)

- ② 後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院中に先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たな入院を開始したものと取り扱います。
- ③ 先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した後に、後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たに後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものと取り扱います。
- ④ 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるか否かにかかわらず、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日(その入院が第2項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日)から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして第3条(給付金の支払)および次条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者がガン以外の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因が同一か否かにかかわらず、ガン以外の疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日(その入院が第2項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日)から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして第3条(給付金の支払)および次条第1項の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をした場合には、疾病の治療を目的とする入院とみなし、第3条(給付金の支払)の規定を適用して疾病入院給付金を支払います。
 - (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩(別表5)のための入院
 - (4) 造血幹細胞の採取手術(別表6)を直接の目的とする入院。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後の入院にかぎりず。
- ⑦ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑧ 被保険者の入院中に、この特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第3条(給付金の支払)の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのA. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院はこの特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなして取り扱います。
 - A. この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合(ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。)
 - イ. その傷害または疾病(その傷害または疾病による症状を含みます。)について、つぎのすべてに該当する場合
 - a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘(要経過観察または要再検査等を含みます。)がない場合
 - c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑩ 入院給付金が支払われるべき入院中に保険契約者が変更されたときは、変更前の支払日数(入院給付金を支払う日数。以下同様とします。)に対する入院給付金は、変更前の保険契約者に支払います。

- ⑪ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、保険契約者にこの特約の責任準備金を支払います。
- ⑬ 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑭ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波（死亡給付金は除きます。）
 - (2) 戦争その他の変乱

（入院給付金の支払限度）

第6条 入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、1回の入院における入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度	通算支払限度
60日型	支払日数 60日	災害入院給付金および疾病入院給付金それぞれについて、支払日数を通算して 1,095日
120日型	支払日数 120日	

- ② 保険契約者は、この特約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- ③ 前項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。
- ④ 第1項の支払限度の規定にかかわらず、その入院が、ガンによる疾病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、ガンによる疾病入院給付金についての支払日数は、1回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第7条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表9に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対

する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第8条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第9条 この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- ③ 第2条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者および被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
- (1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
- (2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
この特約の責任開始期の属する日
- ④ この特約の第2回以後の保険料は、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ⑤ この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（特約保険料の前納）

第10条 主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。
- (2) 前条第4項および第5項の規定を適用します。
- ② 前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主契約の保険料が前納されている場合には、主契約の前納されている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第11条 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、入院日からすでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する入院給付金があるときは、その入院給付金を支払います。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第20条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第13条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）

第14条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第15条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- ② 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 会社は、入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 前項の規定にかかわらず、入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ⑤ 第2項または第3項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
- ⑥ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためにこれを知らなかったとき
- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
- (5) この特約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に入院給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。
- ⑧ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または後継保険契約者がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者と

の間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- ② 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの特約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第20条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

第18条 保険契約者は、将来に向かって、この特約の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

- ② 入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、別表9に定める書類を会社の本店または会社の指定する場所に提出してください。
- ③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第19条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合（被保険者の死亡により消滅したときを除きます。）には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。
 - (1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
次条第1項の解約払戻金
 - (2) 主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
この特約の責任準備金
- ③ 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

（特約の解約払戻金）

第20条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の特約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。
- ③ この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表9に定める書類を会社に提出してください。
- ④ この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第7条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第21条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとして扱います。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（受取人の変更）

第22条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

(契約者配当金)

第23条 この特約には、契約者配当金はありません。

(契約内容の登録)

第24条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (5) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(特別条件を付加する場合の特則)

第27条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定疾病・部位不担保法により取り扱うことができます。

- ② 特定疾病・部位不担保法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表7に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（別表8に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第3条（給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

(主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則)

第28条 主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

(無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)とあわせて付加する場合の特則)

第29条 無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合（この特

約と同時に付加する場合があります。)には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条(特約の締結および責任開始期)第3項第2号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。

(2) 第15条(告知義務および告知義務違反による解除)第1項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第15条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。」

別表1 病院または診療所および入院

① 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

B 前Aの場合と同等の日本国外にある医療施設

② 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前①に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表2 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$(\text{月払保険料}) \times (\text{保険料の払込回数})$

(注)

1. 上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。
2. 入院給付金日額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の入院給付金日額または保険契約者であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。
4. 被保険者が死亡した時に、主契約にこども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表3 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表4 悪性新生物

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物（上皮内新生物を含み、以下別表4において「悪性新生物」といいます。）とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の	
・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔C I N〕，異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔V I N〕，異型度Ⅲ	
・膣（D07.2）中の	
・膣上皮内腫瘍〔V A I N〕，異型度Ⅲ	
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3

② 上記①において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表4の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表5 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の	
・単胎自然分娩（○80）中の	
・自然骨盤位分娩	○80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
・帝王切開による単胎分娩	○82
・その他の介助単胎分娩	○83
・多胎分娩	○84
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

別表6 造血幹細胞の採取手術

「造血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

別表7 身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

別表8 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めません。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

別表9 請求書類

(1) 給付金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当こども保険手術特約（17）

2020年5月1日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) 手術給付金（入院治療手術給付金・外来手術給付金）・放射線治療給付金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の手術または放射線治療を受けたときにお支払いします。
- (2) 死亡給付金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。

（用語の定義）

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金	入院治療手術給付金、外来手術給付金、放射線治療給付金または死亡給付金のことをいいます。
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合のことをいいます。
主契約	無配当こども保険(17)契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
主約款別表	主約款の別表のことをいいます。
責任開始期	この特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約の第1回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ この特約を主契約に付加したときは、主約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

(給付金の支払)

第3条 この特約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
手術給付金	入院治療手術給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（主約款別表2）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの第1号から第3号までのすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) 病院または診療所における入院（別表1）をし、その入院中に受けた手術</p> <p>(2) 手術の直接の原因となった疾病または傷害が入院の原因となった疾病または傷害と同一かまたは医学上重要な関係があること</p> <p>(3) つぎのア. からエ. までのいずれかに該当する手術</p> <p>ア. 公的医療保険制度（別表2）にもとづく診療報酬点数表（別表3）によって手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>イ. 先進医療（別表4）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。）</p> <p>ウ. 公的医療保険制度（別表2）にもとづく診療報酬点数表（別表3）によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（別表5）</p> <p>エ. この特約の責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（別表6）</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>基準手術給付金額</p> <p>×</p> <p>4</p>	保険契約者
外来手術給付金		<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（主約款別表2）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの第1号から第3号までのすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) 病院または診療所（別表1）において受けた手術</p> <p>(2) つぎのア. からエ. までのいずれかに該当する手術</p> <p>ア. 公的医療保険制度（別表2）にもとづく診療報酬点数表（別表3）のうち医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術（ただし、次項に定める手術を除きます。）</p> <p>イ. 先進医療（別表4）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（ただし、第3項に定める手術を除きます。なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。）</p> <p>ウ. 公的医療保険制度（別表2）にもとづく診療報酬点数表（別表3）のうち医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（別表5）</p> <p>エ. この特約の責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（別表6）</p> <p>(3) 入院治療手術給付金の支払事由に該当しない手術</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>基準手術給付金額</p>	

名称	支払事由	支払金額	受取人
放射線治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（主約款別表2）その他の外因による傷害の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表1）において、つぎのいずれかの診療行為（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 公的医療保険制度（別表2）にもとづく診療報酬点数表（別表3）によって放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（ただし、血液照射を除きます。） (2) 先進医療（別表4）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（ただし、診断および検査を目的とした診療行為を除きます。）	放射線治療1回につき、 基準手術給付金額 × 4	保険契約者
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	別表7に定める死亡給付金額	

② 前項中、外来手術給付金の支払事由(2)ア. に規定する給付対象となる手術から除く手術は、つぎのとおりとします。

ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。）

イ. 皮膚切開術

ウ. デブリードマン

エ. 鼓膜切開術

オ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

カ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

キ. 鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術

ク. 眼球または眼球付属器についてのつぎの手術

a. 麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眥切開術

b. 睫毛電気分解術（毛根破壊）

c. 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術

ケ. 抜歯手術

③ 第1項中、外来手術給付金の支払事由(2)イ. に規定する給付対象となる手術から除く手術は、つぎのとおりとします。

ア. 歯、義歯または歯肉の手術

イ. 前項に定める手術に相当する手術

④ 死亡給付金の支払事由に該当した場合には、この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

（給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、給付金を支払いません。

名称	免責事由
手術給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
放射線治療給付金	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（別表8） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

（給付金の支払に関する補則）

第5条 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術または放射線治療を受けた場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に受けた手術または放射線治療について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その手術または放射線治療は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - ア. この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
 - イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に手術または放射線治療を受けたときは、その手術または放射線治療は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ② 第3条（給付金の支払）に定める外来手術給付金の支払事由(2)中、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術には、公的医療保険制度にもとづく歯科診療報酬点数表（別表3）により手術料が算定された手術であっても、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術は含みます。
 - ③ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
 - ④ 被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日）についてのみ手術を受けたものとします。
 - ⑤ 被保険者が一連の治療過程で複数回実施しても診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号（先進医療の場合、同一の種類先進医療とします。以下本条において同様とします。）にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けた場合は、第3条（給付金の支払）の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなして本項の規定を適用します。
 - ⑥ 被保険者が放射線治療を複数回受けた場合には、第3条（給付金の支払）の規定にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
 - ⑦ 被保険者が第3条（給付金の支払）に定める造血幹細胞の採取手術を受けた場合には、疾病の治療を直接の目的とする手術とみなし、第3条の規定を適用して手術給付金を支払います。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた手術にかぎりません。
 - ⑧ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
 - ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、保険契約者にこの特約の責任準備金を支払います。
 - ⑩ 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
 - ⑪ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波（死亡給付金は除きます。）
 - (2) 戦争その他の変乱

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者としてします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表11に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師

による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

(特約の保険期間および特約保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- ③ 第2条(特約の締結および責任開始期)第2項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日(以下「中途付加基準日」といいます。)からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者および被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
この特約の責任開始期の属する日
- ④ この特約の第2回以後の保険料は、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ⑤ この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約保険料の前納)

第9条 主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。
- (2) 前条第4項および第5項の規定を適用します。
- ② 前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主約款の保険料が前納されている場合には、主約款の前納されている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

- 第10条 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ③ 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）

第11条 主約款が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第19条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第12条 主約款の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）

- 第13条 主約款の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

- 第14条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。
- ② 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ③ 会社は、手術給付金もしくは放射線治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、手術給付金もしくは放射線治療給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに手術給付金または放射線治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第7条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、手術給付金もしくは放射線治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、手術給付金もしくは放射線治療給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
 - ⑤ 第2項または第3項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
 - ⑥ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第19条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - ⑦ 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
- (5) この特約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に手術給付金または放射線治療給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。
- ⑧ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第15条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または後継保険契約者がこの特約の給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第7条(特約保険料の払込免除)の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの特約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、第19条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第19条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(基準手術給付金額の減額)

第17条 保険契約者は、将来に向かって、この特約の基準手術給付金額を減額することができます。ただし、減額後の基準手術給付金額が会社の定める金額に満たないときは、基準手術給付金額の減額を取り扱いません。

- ② 基準手術給付金額を減額するときは、保険契約者は、別表11に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 基準手術給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 基準手術給付金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合(被保険者の死亡により消滅したときを除きます。)には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。

- (1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
次条第1項の解約払戻金
- (2) 主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
この特約の責任準備金
- ③ 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

（特約の解約払戻金）

- 第19条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の特約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。
 - ③ この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表11に定める書類を会社に提出してください。
 - ④ この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第20条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（受取人の変更）

第21条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（契約者配当金）

第22条 この特約には、契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第23条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 第24条 会社は、診療報酬点数表（別表3）の改正により手術料、輸血料または放射線治療料の算定される手術または放射線治療の種類が変更される場合等この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の改正が行われた場合または先進医療（別表4）の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
 - ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨通知します。
 - ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（特別条件を付加する場合の特則）

- 第26条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定疾病・部位不担保法により取り扱うことができます。
- ② 特定疾病・部位不担保法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表9に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（別表10に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする手術および放射線治療については、第3条（給付金の支払）の規定は

適用しません。

(主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則)

第27条 主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

(無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)とあわせて付加する場合の特則)

第28条 無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合(この特約と同時に付加する場合を含みます。)には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条(特約の締結および責任開始期)第3項第2号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。

(2) 第14条(告知義務および告知義務違反による解除)第1項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第14条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。」

別表1 病院または診療所および入院

① 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

B 前Aの場合と同等の日本国外にある医療施設

② 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前①に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいい、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表4 先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。

別表5 造血幹細胞移植術

「造血幹細胞移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的とした骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植をいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

別表6 造血幹細胞の採取手術

「造血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞

の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

別表7 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$(\text{月払保険料}) \times (\text{保険料の払込回数})$

(注)

1. 上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。
2. 基準手術給付金額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準手術給付金額または保険契約者であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。
4. 被保険者が死亡した時に、主契約にこども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表8 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表9 身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

別表10 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めません。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

別表11 請求書類

(1) 給付金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 手術給付金・放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 入院治療手術給付金の場合は、会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 基準手術給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術・放射線治療

「治療を直接の目的とする手術・放射線治療」には、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術・放射線治療などは該当しません。

2. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係のような疾病の関係をいいます。

無配当こども保険医療一時金特約（17）

（平成29年4月1日実施）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）入院一時金

被保険者がこの特約の保険期間中に傷害または疾病により入院したときにお支払いします。

（2）感染症入院一時金

被保険者がこの特約の保険期間中にこども感染症により入院したときにお支払いします。

（3）骨折治療給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に骨折に対する治療を受けたときにお支払いします。

（4）死亡給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。

（用語の定義）

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
一時金	入院一時金または感染症入院一時金のことをいいます。
給付金	骨折治療給付金または死亡給付金のことをいいます。
支払事由	一時金または給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても一時金または給付金を支払わない場合のことをいいます。
主契約	無配当こども保険(17)契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
主約款別表	主約款の別表のことをいいます。
責任開始期	この特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - （1）第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - （2）前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約の第1回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ この特約を主契約に付加したときは、主約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（一時金および給付金の支払）

第3条 この特約において支払う一時金および給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき （1）この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因とする入院であること （2）その入院が治療を目的とすること （3）その入院が病院または診療所における入院（別表1）であること （4）その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院一時金額	保険契約者

名称	支払事由	支払金額	受取人
感染症入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に、こども感染症（別表2）を発病したと医師に診断され、そのこども感染症（別表2）を直接の原因とする入院であること (2) その入院がこども感染症（別表2）の治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（別表1）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院一時金額	保険契約者
骨折治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、骨折（別表3）に対して、つぎのすべてを満たす治療を受けたとき (1) その治療がこの特約の責任開始以後の傷害または疾病を直接の原因として、骨折（別表3）をしたと医師により診断され、その骨折に対して受けた治療であること (2) その治療が病院または診療所（別表1）における治療であること	骨折に対する治療につき、 入院一時金額 × 2	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	別表4に定める死亡給付金額	

② 死亡給付金の支払事由に該当した場合には、この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

（入院一時金、骨折治療給付金および死亡給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、入院一時金、骨折治療給付金および死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
入院一時金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
骨折治療給付金	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（別表5） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

（一時金および給付金の支払に関する補則）

第5条 被保険者が入院一時金または感染症入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害、疾病またはこども感染症による継続した1回の入院とみなして第3条（一時金および給付金の支払）の規定を適用し、入院一時金または感染症入院一時金の支払は1回のみとします。

- (1) 入院一時金の支払事由に該当する入院の直接の原因となった傷害または疾病と異なる傷害が生じていたときまたは生じたとき
 - (2) 入院一時金の支払事由に該当する入院の直接の原因となった傷害または疾病と異なる疾病を併発していたときまたは併発したとき
 - (3) 感染症入院一時金の支払事由に該当する入院の直接の原因となったこども感染症と異なるこども感染症を併発していたときまたは併発したとき
- ② つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして第3条（一時金および給付金の支払）の規定を適用します。
- (1) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩（別表6）のための入院
 - (2) 造血幹細胞の採取手術（別表7）を直接の目的とする入院。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算

- して1年を経過した日以後の入院にかぎりず。
- ③ 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院または感染症入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、入院一時金または感染症入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院については、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、入院一時金または感染症入院一時金の支払は1回のみとします。
 - ④ 被保険者がこども感染症以外の原因による入院中に、こども感染症を併発し、そのこども感染症の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をそのこども感染症を直接の原因とする入院とみなして、感染症入院一時金を支払います。ただし、そのこども感染症のみによっても入院の必要があるときにかぎりず。
 - ⑤ 被保険者の入院中に入院一時金額が減額されたときは、入院一時金および感染症入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の入院一時金額にもとづいて支払います。
 - ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病（こども感染症を含みます。以下本項において同様とします。）の治療または生じた傷害の治療を目的として入院または骨折治療を受けた場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院または骨折治療について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その入院または骨折治療はこの特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とするものとみなして取り扱います。
 - ア. この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始または骨折治療を受けたときは、その入院または骨折治療はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - ⑦ 被保険者が同時に2種類以上の骨折治療をあわせて受けた場合または同一の日に複数の骨折治療を受けた場合には、いずれか1種類の骨折治療を受けたものとみなして取り扱います。
 - ⑧ 被保険者が骨折治療を複数回受けた場合には、第3条（一時金および給付金の支払）の規定にかかわらず、骨折治療給付金が支払われることとなった直前の骨折治療を受けた日から起算して180日以内に受けた骨折治療については、骨折治療給付金を支払いません。
 - ⑨ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡給付金を支払います。
 - ⑩ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時にこの特約は消滅したものと取り扱い、保険契約者にこの特約の責任準備金を支払います。
 - ⑪ 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
 - ⑫ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、一時金または給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波（死亡給付金は除きます。）
 - (2) 戦争その他の変乱

（入院一時金、感染症入院一時金および骨折治療給付金の支払限度）

- 第6条 入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。
- ② 感染症入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。
 - ③ 骨折治療給付金の支払限度は、支払回数を通算して10回とします。ただし、つぎに定める骨折治療給付金の支払はそれぞれ1回を限度とします。
 - (1) 同一の傷害を直接の原因として支払う骨折治療給付金
 - (2) 同一の疾病を直接の原因として支払う骨折治療給付金

（一時金または給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第7条 一時金または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表8に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 - ③ 一時金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 一時金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から一時金または給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは一時金もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から一時金もしくは給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その一時金または給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第8条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第9条 この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- ③ 第2条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者および被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
この特約の責任開始期の属する日
- ④ この特約の第2回以後の保険料は、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ⑤ この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（特約保険料の前納）

第10条 主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。

この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。
 - (2) 前条第4項および第5項の規定を適用します。
- ② 前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主契約の保険料が前納されている場合には、主契約の前納されている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第11条 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、一時金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第20条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第13条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）

第14条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第15条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- ② 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 会社は、入院一時金、感染症入院一時金もしくは骨折治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、入院一時金、感染症入院一時金もしくは骨折治療給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに入院一時金、感染症入院一時金または骨折治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 前項の規定にかかわらず、入院一時金、感染症入院一時金もしくは骨折治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院一時金、感染症入院一時金もしくは骨折治療給付金を支払または保険料の払込を免除します。
- ⑤ 第2項または第3項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
- ⑥ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことがで

- きる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
- (5) この特約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に入院一時金、感染症入院一時金または骨折治療給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。
- ⑧ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または後継保険契約者がこの特約の一時金もしくは給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。)を詐取する目的または他人に一時金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) この特約の一時金または給付金の請求に関し、一時金または給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる一時金額または給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による一時金もしくは給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条(特約保険料の払込免除)の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの特約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第20条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(入院一時金額の減額)

第18条 保険契約者は、将来に向かって、この特約の入院一時金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時金額が会社の定める金額に満たないときは、入院一時金額の減額を取り扱いません。

- ② 入院一時金額を減額するときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 入院一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院一時金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第19条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 第6条(入院一時金、感染症入院一時金および骨折治療給付金の支払限度)の規定により、入院一時金、感染症入院一時金および骨折治療給付金のいずれもが通算限度に達したときは、第9条(特約の保険期間および特約保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- ③ 第1項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合(被保険者の死亡により消滅したときを除きます。)には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。
 - (1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
次条第1項の解約払戻金
 - (2) 主約款の規定により主契約の責任準備金(主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額)が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
この特約の責任準備金
- ④ 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約払戻金)

第20条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の特約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。
- ③ この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社に提出してください。
- ④ この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第7条(一時金または給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項の規定を準用します。

(保険契約者の変更)

第21条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとし、この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

(受取人の変更)

第22条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

(契約者配当金)

第23条 この特約には、契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における一時金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則)

第26条 主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとし、この場合、主約款の特則に関する規定を準用します。

(無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)とあわせて付加する場合の特則)

第27条 無配当こども保険総合保険料払込免除特約(17)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合(この特約と同時に付加する場合を含みます。)には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約の締結および責任開始期)第3項第2号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。
- (2) 第15条(告知義務および告知義務違反による解除)第1項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第15条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項について

ては、その医師に口頭により告知することを要します。 」

別表1 病院または診療所および入院

① 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。
- B 前Aの場合と同等の日本国外にある医療施設

② 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前①に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③ つぎの一時金または給付金の場合、前①および前②の規定について柔道整復師に関する規定は適用しません。

- A 感染症入院一時金
- B 骨折治療給付金。ただし、傷害を原因とする骨折治療給付金の支払の場合を除きます。

別表2 こども感染症

対象となるこども感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類のこども感染症に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
○腸管感染症（A00～A09）中の	
・コレラ	A00
・腸チフスおよびパラチフス	A01
・細菌性赤痢	A03
・その他の細菌性腸管感染症（A04）中の	
・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○結核	A15～A19
○人畜共通細菌性疾患（A20～A28）中の	
・ペスト	A20
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・ジフテリア	A36
・百日咳	A37
・髄膜炎菌性髄膜炎	A39.0
○中枢神経系のウイルス感染症（A80～A89）中の	
・急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
○節足動物媒介ウイルス熱およびウイルス性出血熱（A90～A99）中の	
・アレナウイルス出血熱	A96
・クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
・マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
・エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
○皮膚および粘膜病変を特徴とするウイルス感染症（B00～B09）中の	
・水痘	B01
・痘瘡	B03
・麻疹	B05
・風疹	B06
○その他のウイルス疾患（B25～B34）中の	
・ムンプス	B26
・ウイルス（性）結膜炎（B30）中の	
・流行性角結膜炎	B30
・咽頭結膜熱	B30.2
・急性出血性結膜炎	B30.3
・コロナウイルス感染症,詳細不明	B34.2
○インフルエンザおよび肺炎（J10～J18）中の	
・インフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ	J10
・インフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されていないもの	J11
○原因不明の新たな疾患の暫定分類（U00～U49）中の	
・重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）	U04

別表3 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、治療を目的として骨の構造上の連続性が途絶えられた状態、変形治癒および偽関節を除きます。

別表4 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$\text{死亡給付金額} = (\text{月払保険料}) \times (\text{保険料の払込回数})$$

(注)

1. 上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。
2. 入院一時金額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合に

- は、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の入院一時金額または保険契約者であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とし、
4. 被保険者が死亡した時に、主契約にこども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表6 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとし、

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の	
・単胎自然分娩（○80）中の	
・自然骨盤位分娩	○80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
・帝王切開による単胎分娩	○82
・その他の介助単胎分娩	○83
・多胎分娩	○84
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

別表7 造血幹細胞の採取手術

「造血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

別表8 請求書類

(1) 一時金または給付金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院一時金、感染症入院一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2. 骨折治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項目	必要書類
3. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院一時金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

4. 治療

「治療」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（傷害を直接の原因とする四肢における骨折に関する施術にかぎります。）をいいます。

集団月払特別取扱特約

平成28年3月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第1号の場合は準団体扱保険料率、第2号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号の条件を満たすとき
 - (2) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号に該当しなくなった時から3か月を経過しても第2項第1号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
 - (2) 第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
 - (3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

(契約者配当金の割当および支払)

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

(主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

(無配当の保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(第1回保険料の払込に関する特則)

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準準当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

団体月払特別取扱特約

平成28年3月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者にかぎりません。以下同様とします。）が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第1号または第2号の場合は団体扱保険料率、第3号の場合は準団体扱保険料率、第4号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号もしくは第2号に規定する人数が20名以上のとき、または、第1条（特約の締結）第1号および第2号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき
 - (2) 団体の事業所が2つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか1事業所において前号の条件を満たすとき
 - (3) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号に規定する人数が10名以上20名未満のとき
 - (4) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過しても第2項第1号または第2号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。
- ⑤ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第3号の人数が10名未満となった時から3か月を経過しても第2項第3号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第3条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過した時に、第1条（特約の締結）第1号お

よび第2号のいずれの条件も満たしていないとき

- (3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
 - (4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

（契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第1回保険料の払込に関する特則）

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

保険料口座振替扱特約

2020年4月1日改正

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

- ② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

- ② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

- (1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。
 - (2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
 - (3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- ② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。
- ② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。
- ③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者が

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

- ② 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
- ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
 - (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めの日」とあるのは「会社の定めの日」と読み替えます。
 - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
 - ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約に対する保険契約者からの申出はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
 - ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

- 第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

- 第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

- 第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (4) 第8条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (5) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (6) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

(契約日の特則)

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおり取り扱うことができますものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

全国支社一覽

(作成月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9-右10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1-1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3-1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5-2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7-2-3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2-6-3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町12-2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25-1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3-9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3-1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル1階	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形2階	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル3階・4階	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
牛久	300-1234	牛久市中央4-24-2 アルシェビル4階	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1-2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町57-1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42-5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-4-9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5-3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町26-4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2-8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル6階	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11-4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6-3	04-7145-4155

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0091	松戸市本町1-5 MKビル5階	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29-7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
*蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24- 2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
*相模原	252-0143	相模原市緑区橋本6- 5-10 中屋第2ビル4階	042-700-0237
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレ二俣川オフィス 10 階	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2- 8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル2階	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル2階・3階	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鷺の森1- 1-18	059-351-1065
津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル2階・3階	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル3階	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16- 1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイツビル5階	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3-1-4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2-8-3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1-2-3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2-7-2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル5階	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1-2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2-1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2-5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6-8-1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2-3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2-3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2-1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8-6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3-5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1-1-1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町12-14	099-224-3835
那覇	900-0006	那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル 西棟9階	098-941-3313

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
 - ※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。

内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

特に、

1. 学資金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料のお払い込みの免除について
3. 給付金などをお支払いできない場合について
4. 責任開始期について
5. 告知に関するご注意点について
6. クーリング・オフ制度について
7. 保険料の払込方法について
8. 払込猶予期間とご契約の効力について
9. 効力を失ったご契約の復活について
10. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に関してぜひご理解いただきたいことがらです。

わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、当社ホームページをご覧ください。



● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

 **太陽生命保険株式会社**

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>
(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
(表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。)